

入札説明書等に関する質問に対する回答書

令和 7年 3月 21日

「酒田地区広域行政組合汚泥再生処理センター施設整備事業」の入札説明書等に関する以下の質問について、次のとおり回答します。

1 入札説明書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
1	3	第1章	-	-	入札説明書の位置付け	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約の3つの契約をまとめて、以下、「特定事業契約」という。と記載されています。2頁の定義では、「3つの契約を総称して又は個別にいう。」と記載されていますが、定義の解釈に合わせるということよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	4	第2章	6	-	事業期間	特定事業契約の本契約成立日が事業期間と規定されていますが、13頁に特定事業契約の仮契約は、建設工事請負契約について組合議会の議決を得た日をもって本契約となると記載されていることから、事業期間の開始日は、組合議会の議決を得た日（本契約成立日）と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	4	第2章	6	-	事業期間	事業期間は、本契約成立日から令和26年（2044年）の3月31日の18.5年間とすると理解してよろしいでしょうか。	約18.5年です。
4	5	第2章	7	-	事業方式	事業者は30年以上の使用を前提として本業務を行うこととすると規定されています。ただし、実際には、要求水準書（運営・維持管理業務編）12頁に、本施設が運営・維持管理業務期間終了後も継続して使用することの状態についての記載があり、施設稼働から20年目まで安定的な稼働が継続できる状態で本業務を終了するため、20年目以降についての使用については、事業者として貴組合に何ら責任を負うものではないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	5	第2章	8	(1)	ア 設計・建設業務	土木建築工事における、工事監理は貴組合またはコンサル殿の業務範囲との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 工事監理をコンサル委託の予定です。
6	9	第3章	1	(1)	入札参加者の構成等	本事業に複数の企業で参加する場合、協力企業ではなく構成企業として参加するためには、共同企業体を結成しなければならないとの理解でよろしいでしょうか。	共同企業体の結成は必須ではありません。
7	9	第3章	1	(4)	入札参加者の構成等	参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更について、特段の事情があると貴組合が認める具体的な事例を提示いただけますでしょうか。	発生した事情により判断します。
8	9	第3章	1	(4)	入札参加者の構成等	「協力企業」も「構成企業」に含まれる概念であるところ、「協力企業（としての構成企業）」として参加表明書に記載された者が、提出以降に「建設事業者（としての構成企業）」または「運営事業者（としての構成企業）」と変更することについては、貴組合の許可を要することなく認められるとの理解でよろしいでしょうか。	参加表明書提出以降の変更は不可とします。
9	9	第3章	2	(2)	(イ)	国土交通省の監理技術者制度運用マニュアルに記載の通り、監理技術者は製作期間と工事期間に分けて、それぞれ異なる技術者で配置可能と考えてよろしいでしょうか。よろしい場合製作期間の監理技術者・現場代理人は非専任としてよろしいでしょうか。	監理技術者の途中交代は、実施設計及び製作期間と現場工事期間において、現地専任期間を明確に区分できる場合、設計及び工場製作のみを行っており、現場施工が行われていないときに限り、可とします。ただし、交代の時期は工程上一定の区切り（交代する期間が書面により明確になっている）と認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力を同等以上に確保することなどの措置により、工事の継続性、品質確保等に支障がないと本市が認めた場合のみ交代が可能です。なお、配置予定技術者の申請は実施設計及び製作期間と現場工事期間の2名を申請してください。また、製作期間の監理技術者・現場代理人についても専任としてください。
10	9	第3章	2	(2)	(イ)	工事経験は、現場代理人および担当技術者での経験も認めていただけるものと理解してよろしいでしょうか。	コリンズ等、書面で確認できる場合のみ可能とします。
11	9	第3章	2	(2)	各業務を行う者の要件	予定配置技術者の設計・工場製作期間および現場施工期間において専任配置する技術者は、リレー可能と考えてよろしいでしょうか。	No. 9に記載のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
12	9	第3章	2	(2)	各業務を行う者の要件	予定配置技術者は、複数名の申請が可能と考えてよろしいでしょうか。	No. 9に記載のとおりです。
13	10	第3章	2	(2)	(オ)	「本施設のプラントの設計・施工を適切に行う基本的な技術力を有していること」とありますが、過去のデータ等で証明できているものがあれば、最新のデータで証明する必要はなく、過去証明出来ているものを提出する形で良いという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	10	第3章	2	(3)	本施設の運営・維持管理業務を行う者の要件	構成企業は、建設事業者と運営事業者のみとすることも可能とのことですので、運営維持管理業務を複数の者で行わない場合は構成企業の制限に該当しなければ【(3) 本施設の運営・維持管理業務を行う者の要件】は不要との理解でよろしいでしょうか。	入札説明書に記載のとおりです。
15	10	第3章	2	(3)	(イ)	「し尿処理施設、汚泥再生処理センター又は下水道施設の運転管理の経験を3年以上有する廃棄物処理施設技術管理者(し尿処理・汚泥再生処理施設)」とありますが、施設の処理能力などの上回るべき基準はありますか。	ありません。
16	10	第3章	2	(3)	(イ)	運転管理の実績として、「3年以上」とは連続して3年または、1契約で3年等の条件はありますか。	連続して3年以上の経験があることを確認できれば可とします。
17	10	第3章	2	(3)	(イ)	下水処理施設は終末処理場を対象としているという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	10	第3章	2	(3)	(イ)	運転管理業務の実績として、採用される実績は過去何年以内を想定されておりますでしょうか。	平成26年4月1日から令和6年12月31日とします。
19	12	第3章	6	(2)	運営・維持管理業務の共同企業体	共同企業体の形態(共同施工方式・分担施工方式)は任意との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	15	第4章	2	(5)	イ 運営・維持管理期間における保証	運営・維持管理機関における保証として契約保証金の記載がありますが、運転維持管理契約書第4条に記載の履行保証保険契約で代替可能という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	17	第5章	1	(5)	参加資格確認申請書類の提出	「正本1部、副本1部、電子データ1部をまとめて2部」とありますが、副本に関して技術提案書のように、企業名等がわかる記述を避ける必要はないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	18	第5章	1	(10)	提案書に関するヒアリング会場	酒田市役所(予定)とありますが、事前にヒアリング会場の下見やパソコンの接続確認等を実施させていただく機会がありますでしょうか。機会がある場合実施時期についてご回答をお願いします。	現時点で、そのような機会を設ける予定はありません。
23	18	第5章	1	(10)	提案書に関するヒアリングエ 実施方法	(詳細はヒアリング前に入札参加者に送付するヒアリング実施要領参照)とありますが、提示時期は5月22日(木)の入札提案書類の提出時までに明示いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	基礎審査通過者のみに提示します。なお、提示時期は未定です。
24	20	第5章	2	(10)	その他	「本組合が提示する資料及び回答書は一体のものとして同等の効力を有する」と記載されていますが、基本契約4条に定める入札説明書等の優先順位に記載のとおり解釈の優先順位と理解してよろしいでしょうか。その場合、貴組合が提示する資料の優先順位は、本質問回答書と同じ扱いと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	21	第6章	3	—	入札提案書類	「提案書」(技術提案書、施設計画図書、添付資料、提案図書概要版)と「施設計画に関する提案概要」は、合冊でよろしいでしょうか。	事業者の裁量によることとします。
26	21	第6章	3	—	入札提案書類	提案書及び施設計画に係る提案概要の電子データの提出に関して、データ容量によりCD-Rに記録できない場合はその他記憶媒体での提出も可能でしょうか。その場合、使用できる記憶媒体に関してご教示ください。	DVD-Rでの提出も可とします。
27	21	第6章	3	—	入札提案書類	「提案書及び施設計画に係る提案概要の電子データ(CD-R)」とありますが、CD-Rでは容量が不足する場合はDVDやUSB等にデータを格納し提出してもよろしいでしょうか。	No. 26に記載のとおりです。
28	21	第6章	3	—	入札提案書類	提案書及び施設計画に係る提案概要の電子データの提出に関して、正副ともに一式とし提出するとの理解でよろしいでしょうか。	電子データには「提案書(技術提案書、施設計画図書、添付資料、提案図書概要版)」の正本及び副本と「施設計画に係る提案概要」を格納してください。
29	21	第6章	3	—	入札提案書類	施設計画図書は要求水準書【設計・建設工事編】12頁に記載の契約設計図書と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。契約設計図書と同様の書類です。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
30	22	第6章	3	(4)	エ 図面	提案書の図面サイズは、A3でよろしいでしょうか。A3の場合、以下図面の縮尺については1/200でよろしいでしょうか。 c 動線計画図（屋内） f 水位高低図 g 機械設備（機器、盤類）の各階配置平面図 h 機械設備（機器、盤類）の各階断面図 i 施設各階平面図 j 施設断面図 k 施設立面図	提案書の図面サイズはA3としてください。なお、縮尺は確認しやすい尺度に変更することを認めます。
31	22	第6章	3	(4)	エ 図面	全体配置図の留意事項に「駐車場、洗車場、門・困障、植栽（樹木、芝等）を明示。」とありますが、「洗車場」は誤記と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	22	第6章	3	(4)	施設計画図書	図面の縮尺の御指定が要求水準書【設計・建設工事編】13頁以降に記載の内容と異なりますが、どちらが正でしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】に記載の尺度を正とします。なお、提案書の図面サイズ等はNo. 30に記載のとおりとします。
33	25	第7章	4	—	提案書	「各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふり」とありますが、作業効率向上のため「1～●」とさせていただいてよろしいでしょうか。	入札説明書に記載のとおりとしてください。
34	25	第7章	4		提案書	「添付資料」、「施設計画図書」、「添付資料」、「提案図書概要版」は合冊で製本してもよろしいでしょうか。また、製本の方法はチューブファイル等指定はありますでしょうか。	No. 25に記載のとおりです。
35	26	第7章	4	(3)	提案書	「添付資料」および「提案図書概要版」はそれぞれ1冊にまとめ、通し番号もそれぞれ記載すると考えてよろしいでしょうか。	通し番号はそれぞれ記載してください。製本方法は、No. 34に記載のとおりとしてください。
36	26	第7章	4	(6)	提案書	「関心表明書は提出しないこと」とありますが、提案書に構成企業以外の企業名を記載することは問題ないでしょうか。	記載を可としますが、副本では黒塗りする等、企業名を特定できないようにしてください。企業名の記述に関しては、入札説明書に記載のとおりです。
37	26	第7章	4	(6)	提案書	「関心表明書は提出しないこと」とありますが、関心表明書を取得した企業を一覧化したリストは提出してもよろしいでしょうか。	No. 36に記載の通りです。
38	26	第7章	4	(6)	関心表明書	（資金調達に係る金融機関等の関心表明書は除く。）とありますが、本記載が想定されている事項についてご教示願います。	入札説明書 p. 27 第7章6 (3) を指します。
39	26	第7章	4	(8)	提案書	提案書の電子データの提出に関して、正副とも一式としてご提出する認識でよろしいでしょうか。	No. 28に記載のとおりとしてください。
40	26	第7章	4	(8)	提案書	電子データの提出に関して、提案図書概要版の記載がありませんが、技術提案書等と同様に1つのPDFファイルにまとめて提出すればよろしいでしょうか。	No. 28に記載のとおりとしてください。
41	26	第7章	5	(1)	施設計画に係る提案概要	施設計画に係る提案概要は15部とあります。一方で入札説明書第6章 3入札提案書類の中では11部とあります。提出部数は11部と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	26	第7章	5	(1)	施設計画に係る提案概要	施設計画に係る提案概要の電子データは提案書と同一のCD-Rに格納し3部提出すればよろしいでしょうか。	No. 28に記載のとおりとしてください。
43	26	第7章	5		施設計画に係る提案概要	本資料については指定様式はなく、任意の様式で作成し提出するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
44	27	第7章	6	(2)	保険	貴組合が加入する保険の種類及び保険対象をご教示ください。	公益社団法人 全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済事業、自動車損害共済です。
45	27	第7章	6	(4)	要求水準書範囲外の提案について	「要求水準書に規定されている内容以外の提案については、予め入札説明書等に関する質問において、本組合に確認し、了解を得たものに限り有効とする。」と記載されていますが、第1回、第2回の質問以外であっても、貴組合に確認をし、了解を得たものは有効と理解してよろしいでしょうか。	入札説明書等に関する質問（第1回）及び（第2回）以外には有効ではありません。
46	28	第7章	6	(7)ウ	当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	一定の期間内に協議が整わないときは相手方に事前に書面によるその旨と通知することで、特定事業契約を解除することができる旨が規定されていますが、「一定の期間」について、貴組合が想定する期間がありましたらご教示いただけますでしょうか（特定事業契約での該当条項がございましたらそれをご教示願います）。	特定事業契約に記載のとおりです。（運營業務委託契約書（案）第44条）
47	34	別紙3	4	(1)ア	設計・建設業務に係る対価	国等からスライド条項の活用に係る通達等が出されない場合であっても、事業者からの申し出があれば、当該対価について協議していただけないでしょうか。	建設工事請負契約書（案）に記載のとおりとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
48	34	別紙3	3	(2)	(ア)支払い回数	「運営・維持管理業務委託料B（固定費i、固定費ii、固定費iii）の1回あたりの支払額は、事業者が提案した各年度の固定費を12で除した金額とする。」とありますが、端数調整は年度末の3月に行うものと考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
49	37	別紙4	リスク分 担表	-	近隣対応リスク	「本施設の設置そのもの」とありますが、設置の定義は運営維持管理までの事業期間全体を通じたものという理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
50	37	別紙4	リスク分 担表	-	第三者賠償リスク	運営時において、事業者の勤務時間及び管理範囲以外における来場者や侵入者が及ぼす本施設への損害は、事業者が付保する保険では対応できないため、事業者の第三者賠償対象外と理解してよいでしょうか。	必要な措置を講じていることを確認できた場合はお見込みのとおりです。
51	37	別紙4	リスク分 担表	-	法令等の変更リスク	「上記以外の法令の変更等」とありますが、具体的にどのような法令の変更等を想定しているかご教示ください。	現時点では想定していません。
52	37	別紙4	リスク分 担表	-	不可抗力リスク	外部からの侵入者等が、施設内の第三者へ損害を与えた場合は不可抗力に該当すると考えてよいでしょうか。	運営・維持管理業務委託契約書（案）に記載のとおりです。
53	37	別紙4	リスク分 担表	-	測量・地質調査リスク	事業者が実施した測量、地質調査部分に関するものは事業者負担と記載されていますが、ご提供いただいた計画地の図面情報と受注後に事業者で実施した測量結果で、敷地寸法・形状などが異なっていた場合、それに伴う追加工事費の負担は協議頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
54	38	別紙4			建設段階 工事費増大リスク	解体撤去物（旧洗車場排水設備図、井戸ポンプ小屋）の解体前の調査の結果、アスベストが含有されていた場合、アスベスト含有による工事費増大のリスクは貴組合の所掌と理解してもよろしいでしょうか。	資料から予測できない残置物等が確認された場合、対応費用や期間は協議により決定とします。
55	38	別紙4	リスク分 担表	-	受入廃棄物の質の変動リスク	受入廃棄物の質の変動リスクについて、発注者及び事業者の負担はどの程度お考えでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】別添資料8の結果を逸脱しない範囲においては、事業者の負担とします。
56	38	別紙4	注1)	-	-	契約当事者双方が既に支出した金額をそれぞれ負担する旨が規定されていますが、この規定は別紙記載のリスクの種類のどの項目に適用されるかご教示いただけますでしょうか。また、貴組合がリスク負担者に該当しない場合であっても、貴組合が既に支出した金額を負担するという理解でよろしいでしょうか。	契約締結リスクを指します。

入札説明書等に関する質問に対する回答書

令和 7年 3月 21日

「酒田地区広域行政組合汚泥再生処理センター施設整備事業」の入札説明書等に関する以下の質問について、次のとおり回答します。

2-1 要求水準書【設計・建設工事編】に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
1	2	第1章	6		敷地面積	確認申請の対象敷地面積は、約2,440㎡（主たる施設とその付帯設備の建築可能面積）と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	2	第1章	6		敷地面積	市道との境界は確定している資料もあると考えてよろしいでしょうか。境界立会いや境界確定等が必要な場合は、貴組合にてお願いいたします。	市道との境界を確定している資料は別添資料のみとなりますので、境界立会いが必要な場合は本組合にて手続きを行います。
3	2	第1章 第1節	6	-	敷地面積	「約2,440㎡」とありますが、実際の敷地形状および敷地境界線を確認するための基本情報（測量図など）がありません。情報提供をお願いします。	添付資料1に記載のとおりです。なお、建設工事に必要となる実測については、受注者の負担とします。
4	2	第1章 第1節	7	-	放流先：酒田市公共下水道	放流先の取合条件をご指示願います（放流地点・放流先の取合条件など）。詳細位置が確認できる図面がございましたらご提示願います。	放流先の公共汚水樹の設置は、西側市道境界から敷地内概ね1m付近で、管理上支障のない希望位置を事業者に示していただきます。下水道所管課では、基本的には硬質塩化ビニル製汚水樹（内径30cm、深さ100cm）の設置を予定していますが、必要に応じて見直しができるものとなります。
5	4	第1章 第2節	6	1)	地形・土質等（別紙資料1）	敷地の面積・形状の情報として、別添資料1が添付されていますが、縮尺・敷地境界等、敷地の形状等の情報が不明確なものになっています。詳細な情報の提供をお願いします。	No.3に記載のとおりです。
6	4	第1章	6	1)	(3)地質	別添資料2の地質調査資料の内容と現場の状況に差異が生じた場合の、施設配置や基礎構造の変更などに伴う費用や工期は別途補償いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	地質調査資料と現場状況に差異が生じ、工事に著しい影響があると本組合が判断した場合、受注者との協議に応じるものとなります。
7	4	第1章	6	1)	(3)地質	地中埋設物（地下構造物、埋蔵文化財等）や地中障害物（転石等）が確認された場合は、その処理に要した費用や工期は別途補償いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	想定外の地中埋設物や地中障害物が、工事に著しい影響があると組合が判断した場合、受注者との協議に応じるものとなります。
8	4	第1章	6	1)	(3)地質	土壌汚染等が確認された場合は、その処理に要した費用や工期は別途補償いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	土壌汚染等、予見できないものについては、協議対象とします。
9	5	第1章 第2節	6	4) (1)	受電	予備電線管を一部使用しと記載がございましたが、ごみ処理施設電気室～建設予定地直近ハンドホールまでの予備電線管があり、予備電線管を使用出来ると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	5	第1章 第2節	6	4) (1)	受電	ごみ処理施設高圧盤の改造は本工事には含まれないと考え、ごみ処理施設高圧盤の外部端子が取合い点と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	5	第1章 第2節	6	4) (1)	受電（別添資料3）	引き込み工事の計画にあたり、埋設ルートの既設の外構図・地中埋設物（配管など）の図面など資料提供願います。また、施工時の条件（時期・期間など）がありましたらご指示願います。別添資料3の縮尺をご教授願います。	引込工事における埋設ルートの外構図は添付資料3のとおりです。地中埋設物については、添付資料4を参考としてください。施工時の条件につきましては協議によるものとなります。別添資料3の縮尺は1：800（A3）です。
12	5	第1章 第2節	6	4) (2)	取水（別添資料3）	別添資料3の縮尺をご教授願います。井水・上水引き込みルートの既設外構図及び地中埋設物（配管など）の図面の提供をお願いします。上水の取り合い地点及び敷地内でメーターBOX以後PP50φ×2本、PP25φ×1本に分岐していますが、それぞれの地点（施設）までの配管になるかご指示ご教授願います。また、既設井戸との取り合い条件をご指示願います。上水取り合い地点の水圧も合わせてご教授願います。	別添資料3の縮尺は1：800（A3）です。上水引き込みルートの既設上水引込の参考図は添付資料5のとおりです。既設井戸との取り合い条件については、新施設までの地中配管を想定していますが条件等の指示はありません。埋設電気ケーブルは添付資料6のとおりです。
13	5	第1章	6	4)	(3)放流	「酒田市公共下水道とする。（敷地内公共下水樹）」とありますが、公共下水樹の位置及び構造（径、深さ）や仕様をご指示願います。	No.4に記載のとおりです。
14	5	第1章	6	4)	(4)生活用水	「酒田市上水道管（φ75mm）から引き込む。」とあります。取合い点は、敷地内の任意の位置でよろしいでしょうか。	取合い点は、し尿処理施設配水管75mmから敷地内任意の位置からの取出しを考えていただいて構いません。この場合、流量を計測する新たなメーターの設置を必要とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
15	5	第1章	6	4)	(6) 電話	取合は、最寄りの敷地境界に設置されたNTT柱より引き込むものと考えてよろしいでしょうか。	NTT柱をそのまま使用しての引き込みは可とします。 なお、施工障害となる場合NTT柱を撤去することが考えられるため、市道西側の電力柱に添架して引き込むことも考えられます。
16	5	第1章 第2節	6	4) (2)	取水	(4) 生活用水の項には酒田市上水道管(φ75mm)から引き込む、とありますが、メーター以降(建設予定地内)の50PP管(別添資料3「設備取合関係図」に記載)からの引き込みとしてもよろしいでしょうか。	No.14に記載のとおりです。 建設予定地の50PP管は廃止とします。
17	5	第1章 第2節	6	4) (5)	雨水(別添資料5)	別添資料5に集水樹排水詳細図が添付されていますが、建設用地の雨水排水はどの既存樹に接続をする方針でしょうか。接続樹の位置をご指示願います。また、排水施設計画流量計算書が添付されていますが、「集水区域番号」のエリア図面の提供をお願いします。	建設用地からの雨水排水は管理用通路の側溝を活用できるものと考えてください。 集水区域番号はA'-3とA' 4が対象となり、別添資料5の1頁目の青色着色部がエリアとなります。
18	6	第1章 第3節	3	-	変更	設計施工における「変更」に係る費用について、「一切の費用は受注者が負担」と定められていますが、建設工事請負契約書案約款第18条(条件変更等)第5項に定められる費用について発注者負担とされていることを排斥する趣旨ではないものと理解しておりますが、それよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	6	第1章 第3節	4	-	材料及び機器	指定メーカーリスト案(添付資料4)をご提示願います。	本事業ではメーカーを指定しないこととしたため、該当項目を削除することとします。なお、屋外設置の機器・設備等は塩害対策をしてください。
20	6	第1章	4	-	4. 材料及び機器	「指定メーカーリスト(案)(添付資料4)参照」とありますが、別添資料に含まれておりません。資料があれば提示願います。	No. 19に記載のとおりです。
21	6	第1章	5	2)	2) 検査及び試験の方法	「指定主要機器」に該当する機器をご教示願います。	契約後の協議とします。
22	8	第1章 第4節	3	3)	性能試験者とその期間	悪臭、騒音、振動の測定日は試験期間中1日、資源化製品の測定回数は、1回/日と考えてよろしいでしょうか。また、悪臭、騒音、振動のサンプリング箇所をご教示願います。	測定日及び測定回数はお見込みのとおりです。悪臭、騒音、振動のサンプリング箇所は、風向き、機器の設置位置などを考慮し協議のうえ決定するものとします。
23	8	第1章	第5節	1)	経費分担	「本工事に係る工事着工から竣工までに必要なすべての経費は受注者の負担とする。(試運転時のし尿、浄化槽汚泥及び農集排汚泥の搬入を除く。)」と記載がありますが、沈砂および脱水汚泥の運搬・処分は貴組合所掌と考えてよろしいでしょうか。	事業者の所掌とします。なお、処理については、組合のごみ処理施設への搬入後は組合の所掌となります。
24	8	第1章 第5節	4)	-	実負荷運転開始以降の経費の分担	電気料金、下水道料金の経費負担所掌(貴組合または受注者)についてご教示願います。水道料金については、新施設の流量計にて管理する水道使用量に基づき、貴組合へ支払うものと考えてよろしいでしょうか。	電気料金及び下水道料金の経費負担につきましては、引渡しまでは受注者の負担となります。 新施設の竣工後の水道料金についても負担していただくものになりますが、支払先及び支払方法につきましては別途協議するものとします。
25	8	第1章 第5節	4)	②	受注者負担	本項目に受電～引渡しまでの電気料金も含まれてくると想定しますが、電気料金は新施設側受電側にて使用電力量を測定し組合様にご提示し弊社に請求頂くと考えてよろしいでしょうか。	受電～引渡しまでの使用電力料金は、ごみ処理施設発電所側からの請求をご理解ください。
26	10	第1章 第7節	1	-	施工の契約不適合責任	プラント工事関係及び建築工事関係の契約不適合責任期間について重大な過失があった場合この限りでない」と規定していますが、具体的には、建設工事請負契約書案約款の第57条第6項にあるように、民法の定めによる期間にて受注者が責任を負うという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。
27	10	第1章 第7節	1	2) (2)	建築工事関係(建築機械設備、建築電気設備を含む)	防水、防食工事等については以下の保証期間とし、保証年数を明記した保証書を提出するものとする(躯体防水:5年)とありますが、躯体防水について具体的にご教示願います。	地下部、地上部、屋根等の漏水防止機能を指します。
28	10	第1章 第7節	3	-	契約不適合確認要領書	契約不適合について、本要求水準書と契約不適合要領書の間に矛盾又齟齬がある場合の優先順位は、契約不適合責任要領書が優先するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
29	11	第1章 第8節	-	-	工事範囲	新施設から敷地内公共下水樹への配管接続工事が今回工事範囲に含まれ、公共下水樹の設置および公共下水樹以降の放流配管の敷設工事は今回工事に含まれないという認識でよろしいでしょうか。	公共汚水樹の設置を含め以降の下水道配管は酒田市上下水道部の施工による工事となります。令和8年単年度での施工を予定しています。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
30	12	第1章 第8節	2	2)	既設設備撤去工事（施工対象：工事範囲内のみ）	建設用地に関する現況図を提供願います。 既存植栽は全て撤去するという理解でよろしいでしょうか。 また、地中埋設物は残存していないとの理解でよろしいでしょうか。	既存植栽は全て撤去するというご理解で構いません。 地中埋設物は、ハンドホール、電線、一部の散水用配管など残存していることをご理解ください。添付資料4を参考にしてください。
31	14	第1章 第9節	1	4) (12)	単線結線図	高圧単線結線図と理解してよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。
32	15	第4章	第2節	3	3. 計量管理	「搬入時に構成市町ごとの混載割合を簡易に調整できるシステムを計量装置に導入すること。導入システムについては、提案とする。」とありますが、当システムは受託者が用意し導入するとの理解でよろしいでしょうか。この場合、どのようなシステムを想定されているか御教授ください。	システムの導入に関しては、受託者が用意し導入するという主旨はご理解のとおりです。 システムとしては、区域の違う市町の浄化槽を1台で搬入した場合、搬入時の計量で重量または、割合によって振り分けできるようにすることを想定しています。
33	19	第1章 第10節	-	-	正式引渡し	工事竣工後に本施設を引渡しするものとする規定されていますが、建設工事請負契約書案約款第32条第5項に定める引渡しと定義と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
34	20	第1章 第11節	1	-	関係法令等の遵守	休日や祝日の施工及び施工に関わる現場作業は認められるのでしょうか。	認めることはできません。ただし、ごみ搬入の混雑が予想される祝日などは、管理用道路に一般車両が並ぶ可能性があることから現場作業の事前相談が必要となります。
35	21	第1章 第11節	2	-	許認可申請	土壌汚染対策法に係る届出も受注者が代行すること。と記載がありますが、一般的に土地形質を変更する面積が3000㎡以上が対象となり、届出は土地の所有者（発注者）が行うことになっています。記載の代行業務範囲は地歴調査等の初期届出であって、それ以後の土壌調査・それに伴う本格的な調査・書類作成・対策工事は組合様の負担と考えてよろしいでしょうか。	都市計画法第29条による開発許可は適用外ではありますが、土壌汚染状況調査が必要となった場合の費用は本組合の負担となります。
36	21	第1章	2	-	2. 許認可申請	汚泥再生処理センターは都市計画法第29条第1項第3号の「公益上必要な建築物のための開発行為」に該当することから開発行為の許可は不要と考えてよろしいでしょうか。	No. 35に記載のとおりです。
37	21	第1章 第11節	4	2)	労務災害の防止	作業員の安全対策のために工事現場付近にAEDを設置してもよろしいでしょうか。	設置に支障はありません。
38	21	第1章 第11節	4	2)	労務災害の防止	適正な工事進捗および安全管理を行うために、ライブカメラ等を設置した管理としてもよろしいでしょうか。	安全管理・施工監理を行うためにカメラ等を利用した手法は認めます。
39	24	第2章	2	-	2. 各設備の運転時間	受入貯留設備、資源化設備の運転時間は「6時間/日以内」とありますが、【運営・維持管理業務編】には「7時間/日以内」とあります。どちらを正とすればよろしいでしょうか。	し尿等の搬入時間（8：45～16：30（昼休憩12：00～13：00））が6時間45分ですので「7時間/日以内」を正とします。
40	24	第2章 第3節	2	-	各設備の運転時間	受入貯留設備と資源化設備の運転時間が要求水準書【運営・維持管理編】での記載と異なります。どちらが正でしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】を正とします。
41	24	第2章 第4節	-	-	搬入し尿等の性状	n-ヘキサン抽出物質（鉱油類）、n-ヘキサン抽出物質（動植物油脂類）の性状について御指定がございません。ご指示願います。	指定するかににつきまして、検討中です。
42	25	第2章 第5節	2	1) (1)	敷地境界線の地表における規制基準（1号規制）	イソバレルアルデヒドの規制値は0.006ppm以下と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
43	25	第2章 第5節	2	1) (1)	敷地境界線の地表における規制基準（1号規制）	イソ吉草酸の規制値は0.004ppm以下と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
44	26	第2章 第5節	3	-	騒音	非常用発電機は自主規定値対象外と考えてよろしいでしょうか。	発電機自体は騒音規制法の特設施設に当たりませんが、事業所として敷地境界での規制値を超えないようにしなければなりません。つまり、発電機が起因で規制値を超える場合には、発電機の対策が必要です。
45	27	第2章	第6節	1	沈砂	沈砂は「焼却施設へ搬出処分する」とありますが、汚泥の搬出先と同様であるため脱水汚泥と混合して搬出してよろしいでしょうか。	混合しての搬出は認めますが、沈砂のみの搬出も考慮してください。
46	28	第2章 第9節	1	3)	-	沈砂槽等、水槽容量・面積が小さく750φと600φの点検口を1ヶ所ずつつけられない場合は、点検口は1ヶ所のみでよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとしてください。
47	28	第2章 第9節	1	3)	-	槽内清掃作業を行わない水槽については、点検口は1ヶ所のみでよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとしてください。
48	29	第2章 第9節	5	-	水害対策	浸水対策として記載されている標高4.5m・標高6.5mは、別添資料2の図4-1-1（調査位置見取り図）に記載のある下水道KBM（EL=3.757）を基準とした標高高さの理解でよろしいでしょうか。	標高高さの基準は、添付資料1をご参照ください。計量棟東側の4級水準点、標高4.579mを基準とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
49	31	第3章	第1節	2	ブロウ類	「接ガス部を全面防食メッキ加工同等以上とすること」の対象に沈砂用のブロウが含まれておりますが、外気を取込み洗浄タンクでの攪拌目的で使用するブロウについてはこれに該当しないと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとしてください。
50	33	第3章 第1節	5	5-2 4)	-	電子式液位伝送器との記載がありますが、52頁の脱水助剤Ⅱ溶解貯留装置の付属機器として指定されている電氣的液面計を採用してもよろしいでしょうか。	可とします。
51	35	第3章 第1節	9	6)	-	機械基礎について、メーカー標準で複数台を共通基礎にでき、維持管理スペースを確保できる場合は共通基礎としてもよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとしてください。
52	35	第3章 第1節	9	16)	-	機器の配置について、メーカー標準の離隔を確保できる場合は、壁・柱との離隔距離を1.0m以下としてもよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとしてください。
53	36	第3章 第2節	1	1-1 5)	④	混載（地区混載等）にも対応が可能なこと、とありますが、1台のパキュム車が1回の搬入時にし尿及び浄化槽汚泥等を混載した状態で計量することはないものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
54	37	第3章 第2節	1	1-2 3)	①	受入室内で分岐して投入できるように、とありますが、同項「2」形状に「1車線投入方式」の御指定があるため、受入室内での車両動線の分岐は必要ないものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
55	37	第3章 第2節	1	1-2 3)	⑬	タイヤチェーン等の荷重および摩擦に耐える材質、とありますが、冬季のチェーン装着車両の車種や、来場頻度に関しご教示願います。	近年5年間のチェーン装着車両の来場実績は確認していません。
56	37	第3章 第2節	1	1-2 3)	⑬	タイヤチェーン等の荷重および摩擦に耐える材質、とありますが、既存施設の受入室の床材質をご教示願います。また、受入室及びトラックスケール、搬入道路の損傷に対する補修内容及び頻度に関してご教示願います。	既存施設の床材質はSS400、板厚は9mmで、平成30年に更新工事を行っています。搬入道路の損傷による補修実績は過去10年間はありません。
57	37	第3章 第2節	1	1-2 3)	⑭	出入口付近（各々約〔4〕m）には、凍結によるスリップ防止対策を行うこととありますが、出入口付近とは屋外のことであり、真空コンクリート舗装など対策との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
58	37	第3章 第2節	1	1-2 3)	⑮	床洗浄排水は、〔受入槽〕へ排除すること。とありますが、他の水槽への排水でもよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】p.1 第1章 総則に記載のとおりです。
59	37	第3章 第2節	1	1-2 3)	⑮	本項には、「非常時（排出部閉塞等）」とありますが、他の項目（破碎装置、中継槽、中継槽攪拌ポンプ、貯留槽、貯留槽攪拌ポンプ）に記載のある「非常時」とは、それぞれどのような状況を想定されておりますでしょうか。ご教示願います。	以下、一例を示しますが、通常予見できない事態を指します。 破碎装置：絡まり等による異常発生時等 中継槽、中継槽攪拌ポンプ、貯留槽、貯留設備：下水道終末処理場の稼働停止等
60	38	第3章 第2節	1	1-3 4)	材質	高速スパイラルシャッターは、製品の仕様で、本体およびガイドレールはアルミとなっております。ガイドレールの枠をSUSとすれば、ガイドレールはアルミでよろしいでしょうか。	可とします。
61	38	第3章 第2節	1	1-3	5) 制御方法	ループコイル方式、光電管方式、超音波方式に加えて、3Dレーザセンサーも採用してよろしいでしょうか。	要求水準同等以上であることを示したうえで提案を可とします。
62	38	第3章 第2節	1	1-4 5)	④	ホース洗浄用の自動洗浄弁（タイマー付）とありますが、足踏み式スイッチを踏んでいる間だけ洗浄する（節水のため）等、タイマー制御ではない洗浄方式をご提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとしてください。
63	39	第3章 第2節	1	1-6 5)	④	スカム破碎装置（接液部は耐食材質）を設けること、とありますが、41頁の破碎装置の項に記載の通り、受入槽の攪拌ラインにてスカム破碎を行えるようにするものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
64	40	第3章 第2節	2	2-2 5)	主要材質	内面の材質は、運用実績多数の材質FCD450としてもよろしいでしょうか。	要求水準同等以上であることを示したうえで提案を可とします。
65	40	第3章	2	2-4	2-4沈砂移送装置	沈砂の搬出に支障が生じない場合、移送方式はスクリュウコンベヤでなく、各社提案としてよろしいでしょうか。	要求水準同等以上であることを示したうえで提案を可とします。
66	41	第3章	2	2-5	2-5洗砂貯留装置	沈砂は焼却施設へ運搬とありますが、助燃剤と混載して運搬してもよろしいでしょうか。また混載搬出が可能な場合、洗砂貯留装置は助燃剤貯留装置と兼用してもよろしいでしょうか。	No.45に記載のとおりです。
67	42	第3章 第2節	3	3-1 7)	⑤	吸込配管は1基ごとに単独で計画し、とありますが、破碎装置は3基の内、1基が共通交互相機のため、夾雑物等の詰まりがなく支障がなければ吸込配管は共通ヘッダー管式で計画しても宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
68	42	第3章 第2節	3	3-1 8)	付属機器	本項には記載がありませんが、別添資料19「計装一覧表(案)」にて破砕装置移送量の記載があります。破砕装置は受入槽内の攪拌と中継槽への移送のみの用途のため、移送流量計は不要と考えてよろしいでしょうか。	移送流量計を設置してください。
69	45	第3章 第2節	4	4-2 6)	主要材質	実績に基づいた材質(耐摩耗性)を選定することで、安定した運転が可能と考えるのでインペラ材質をFC200としてもよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとしてください。
70	46	第3章	第6節	1	1-1 貯留槽	貯留日数を「5日」とありますが、第3章第2節4.4-1中継槽の貯留日数「2日」と合わせ、施設の運営に支障がない場合、貯留日数合計7日の2槽への割り当てを提案してよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとしてください。
71	47	第3章	1	1-2	1-2貯留槽攪拌ポンプ	「貯留槽の攪拌方式は、次に示すポンプ攪拌方式とする」とありますが、処理に支障が生じない場合、各社提案としてよろしいでしょうか。	要求水準書同等以上であることを示したうえで提案を可とします。
72	47	第3章 第6節	1	1-2 6)	主要材質	実績に基づいた材質(耐摩耗性)を選定することで、安定した運転が可能と考えるのでインペラ材質をFC200としてもよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとしてください。
73	47	第3章 第6節	1	1-3 6)	主要材質	実績に基づいた材質(耐摩耗性)を選定することで、安定した運転が可能と考えるのでインペラ材質をFC200としてもよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとしてください。
74	48	第3章 第6節	2	2-2 6)	主要材質	実績に基づいた材質(耐摩耗性)を選定することで、安定した運転が可能と考えるのでインペラ材質をFC200としてもよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとしてください。
75	49	第3章 第7節	3	3-1 6)	主要材質	実績に基づいた材質(耐摩耗性)を選定することで、安定した運転が可能と考えるのでインペラ材質をFC200としてもよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとしてください。
76	51	第3章 第7節	3	3-4 8)	③	「分離液監視タンク」とありますが、プロセス用水による清掃が可能な分離液配管を一部透明管とすることで対応してもよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとしてください。
77	52	第3章 第7節	4	4-2 4-4	脱水助剤Ⅱ溶解貯留装置〔有機系〕、脱水助剤Ⅱ注入ポンプ	4-2脱水助剤Ⅱ溶解貯留装置〔有機系〕の7)⑦には防液堤内に設けること、とありますが、脱水助剤Ⅱ注入ポンプについても防液堤内に設置するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
78	52	第3章 第7節	4	4-2 1)	形式	「円筒型」とありますが、標準で円筒型を採用していないメーカーの製品(角型型など)を選定してもよろしいでしょうか。	要求水準書同等以上であることを示したうえで提案を可とします。
79	55	第3章 第8節	1	2) (7)	-	ドレンポットは水封式構造で目視ができて、取り外し・清掃が容易な構造とすること(ドレンポット共通事項)、とありますが、フランジ部での取り外し、キャップ取り付けによる清掃・給水が可能な透明塩ビ管で製作したトラップ配管を代替案として提案可能でしょうか。	要求水準書同等以上であることを示したうえで提案を可とします。
80	55	第3章 第8節	1	3) (1)	④	バキューム車最大投入量の〔1.5〕倍量の臭気捕集量がバックブロー量以上であれば、追加でバックブロー量を見込む必要はないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
81	55	第3章 第8節	1	3) (1)	⑥	マンホール開放時増加分の風量の計算根拠はどのように考えるべきでしょうか。ご教示願います。	水槽内及び室内の圧力等を考慮して計算してください。
82	55	第3章	第8節	1	3) (1)高濃度臭気の捕集⑦	中継槽および貯留槽の臭気捕集量に「ポンプ攪拌量を加算した量以上とすること」とありますが、ポンプで吸込んだ流量と同じ吐出流量で攪拌し、吸込みと吐出が同一水槽であるため、加算の必要はないと考えてよろしいでしょうか。	水槽内及び室内の圧力等を考慮して計算してください。
83	56	第3章 第8節	1	3) (2)	②	汚泥脱水機からの捕集量は、脱水機カバー内気積の〔10〕回/時分以上、とありますが、単位は回/時と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
84	56	第3章	1	3)	(3)低濃度臭気(臭気漏洩室)の捕集	バキューム車スタックからの臭気を捕集するよう記載がありますが、58頁2.1)には高・中濃度臭気脱臭設備に「バキューム車スタック」と記載があります。バキューム車スタックからの臭気は高・中濃度臭気、低濃度臭気のどちらで捕集すればよろしいでしょうか。	受入槽からの吸引分は高濃度として、受入室からの吸引分は低濃度としてください。
85	57	第3章 第8節	1	3) (3)	⑥	沈砂タンクを、気槽部の換気を行う受入室またはホッパ室に配置し、室内設置の捕集フードにて臭気捕集が可能な場合は、機器周りでの個別の臭気捕集は必要時のみ捕集としてもよろしいでしょうか。また、その場合は捕集風量の計算に加算しなくてもよろしいでしょうか。	運転中に全く臭気が漏洩する可能性のない箇所については、可としますが、日常点検やメンテナンス等で機器を解放した際に周囲に臭気が拡散することがないように計画してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
86	57	第3章 第8節	1	3) (3)	⑥	汚泥脱水機は常時機内を臭気捕集しており、臭気漏洩する懸念が少ないため、汚泥脱水機周りは常時臭気捕集ではなく、必要時のみ臭気捕集としてもよろしいでしょうか。また、その場合は捕集風量の計算に加算しなくてもよろしいでしょうか。	No. 85に記載のとおりです。
87	57	第3章 第8節	1	3) (3)	⑦	破碎装置周りの臭気については、メンテナンス時等の必要時のみ臭気捕集ができるものと考えてよろしいでしょうか。また、その場合は捕集風量の計算に加算しなくてもよろしいでしょうか。	No. 85に記載のとおりです。
88	57	第3章 第8節	2	1)	捕集箇所	〔バキューム車スタック、・・・〕とありますが、56頁(3)低濃度臭気(臭気漏洩室)の捕集②にもバキューム車スタックと記載があります。バキューム車スタックを高・中濃度臭気、低濃度臭気のどちらで捕集するかは、各社提案と考えてよろしいでしょうか。	No. 84に記載のとおりです。
89	57	第3章	2	2)	2) 脱臭方法	大気排出する臭気が規制基準を満たしていれば、脱臭方法は各社提案としてよろしいでしょうか。	要求水準同等以上であることを示したうえで提案を可とします。
90	57	第3章	2	2-2	2-2生物脱臭設備(生物脱臭塔式)	生物脱臭設備の生物脱臭塔の構造および付属機器については各社提案としてよろしいでしょうか。	要求水準同等以上であることを示したうえで提案を可とします。
91	58	第3章 第8節	2	2-2-1 3)	設計条件	時間帯や日によって、臭気濃度が大きく変動するため、設計条件、性能保証値を満足することは難しいと考えます。よって、性能試験で性能を満足できない場合、理由を明記させていただき、1号規制、2号規制の保証値を満足することで性能保証としてもよろしいでしょうか。	1号規制、2号規制の保証値を満足し、かつ処理臭気の濃度が十分に低く維持されている場合において、理由を提出することで可とします。
92	58	第3章	2	2-2-1	3) 設計条件	生物脱臭塔の除去率について、流入臭気の悪臭物質濃度が低い場合はご指定の除去率を満足できない可能性があります。大気排出する臭気が規制基準を満たしていれば、除去率は各社提案としてよろしいでしょうか。	No. 91に記載のとおりです。
93	58	第3章 第8節	2	2-2-1 8)	②	59頁に、生物脱臭用アルカリ注入ポンプは必要に応じて設けること、とありますので、アルカリ注入量の自動調整も必要に応じて行うもの、と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
94	58	第3章 第8節	2	2-2-1 8)	③	補給水(上水)とありますが、同頁7)構造等②には補給水は井水等と記載があります。補給水は井水・上水のどちらでも良いと考えてよろしいでしょうか。	7)構造等②の「なお、補給水は井水等」を「なお、補給水は上水」に訂正します。補給水は上水としてください。
95	58	第3章 第8節	2	2-2-2 1)	形式	〔耐食性槽外無閉塞ポンプ〕とありますが、モーターが水槽外にある槽内型ポンプを使用してもよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとしてください。
96	62	第3章 第8節	2	2-4 7)	①	コンテナの用途をご教示願います。	活性炭の交換等で使用するものとします。
97	64	第3章 第8節	4	1)	捕集箇所	受入前室の臭気は受入室への給気により捕集し、ポンプ室および脱水機室については破碎装置や汚泥脱水機周りの必要な箇所のみ捕集するもの、と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとしてください。
98	64	第3章 第8節	4	1)	捕集箇所	〔〕内に記載の、受入室・ホッパ室以外の部屋の捕集箇所については、臭気漏洩の可能性がある機器周辺のみを対象として個別で臭気捕集をするものと考えてよろしいでしょうか。 もしくは、機器周辺だけでなく、部屋全体の容積に対する捕集風量を加味する必要がありますでしょうか(ファン・脱臭塔の規模・コストが大きくなる可能性があります)。その場合は換気回数をご指定願います。	お見込みのとおりですが臭気漏洩した際に周囲に拡散することがないことを前提として計画してください。 なお、換気回数は[5]回/時以上としてください。
99	65	第3章	5		5. 処理臭気排気口	「鉄筋コンクリート造」とありますが、耐食性、耐久性等に問題がなければ、弊社実績に基づいた材質を選定してもよろしいでしょうか。	要求水準同等以上であることを示したうえで提案を可とします。
100	66	第3章 第9節	1	-	プロセス用水設備	既設6号井戸の構造(建屋、井戸径など)・深さ・水位等が分かる資料をご提供いただくことは可能でしょうか。	添付資料7に記載のとおりです。
101	66	第3章 第9節	1	-	プロセス用水設備	井戸配管布設工事時期は、埋設道路の封鎖又は片側通行等の対応は可能という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
102	66	第3章	1	1-1	7) 構造等	処理棟内に操作盤を設置する旨の記載がありますが、ポンプ機側に保守点検用スイッチは必要無いですか。	必要に応じて設置することを求めます。
103	69	第3章 第9節	4	4-1 6)	③	床排水は少量かつ低濃度のため、排出先は〔貯留槽〕としてもよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとしてください。
104	72	第4章 第1節	2	4)	配管口径	口径の指定がありますが、流速が御指定の基準値内に収まる場合は、最小口径は別途提案可能でしょうか。	原則、要求水準書【設計・建設工事編】のとおりとしますが、詳細は受注後の協議とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
105	74	第4章	5	3)	埋設配管	「管種はHIVPまたはVPとし口径は75~100φを標準とすること。」とありますが、梁せいや強度を考慮して、通気管の口径を75φ未満としてもよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとしてください。
106	75	第4章第2節	7	-	弁類	本項に記載のない形式の弁（自動仕切弁、アルミダイカストのパタフライ弁等）の採用は認められますでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとしてください。
107	76	第4章第2節	2	-	電気設備	電力使用申込書を提出することと記載がございますが希釈水取水設備は新設備の動力制御盤二次側から給電予定となります。電力使用申込書は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
108	76	第4章	第2節		電気設備	希釈水取水に係る電力線について電力使用申込書を提出する旨の記載がありますが、井水取水ポンプへの電源供給を他のプラント機器と同様に新設電気室より給電することは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
109	77	第4章	2	2-1	3)受電地点	「既設ごみ処理施設電気室高圧盤」とありますが高圧盤に必要な改造作業は別途工事と考えてよろしいでしょうか。	No.10に記載のとおりです。
110	78	第4章第2節	2	2-2 3)	③変圧器	動力用変圧器を210Vとした場合、建築設備用変圧器と合わせて1台としてもよろしいでしょうか。	個別が基本ですが、省エネ効果・コスト・設置スペースの制約・集約による影響などの検討結果から1台とすることは、可とします。
111	78	第4章第2節	2	2-2 3)	④高圧進相コンデンサ	ご指定力率を確保出来る場合、高圧進相コンデンサを不要とし低圧コンデンサ群で力率調整を行う形でもよろしいでしょうか。または実施時協議とさせて頂いてもよろしいでしょうか。	要求仕様書が基本ですが、無負荷の状況においても、力率を確保できる場合は可とします。
112	78	第4章第2節	2	2-2 4)	③	本施設は既設ごみ処理施設高圧盤からの受電となりますので、電力会社との協議は不要と考えてよろしいでしょうか。	必要に応じて電力協議等の対応が生じるものとご理解ください。
113	79	第4章第2節	2	2-3 2)	⑤塗装	指定色は動力制御盤含め、5Y7/1でよろしいでしょうか。	協議により決定します。
114	79	第4章第2節	2	2-3 3)	盤構成	盤構成は①~④同様機能を有している場合、盤構成を変更してもよろしいでしょうか。具体的には変圧器盤、低圧コンデンサ盤、低圧配電盤は変圧器一次盤（真空遮断器等）と変圧器主幹盤（変圧器と低圧コンデンサと配線用遮断器等）という構成でもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
115	79	第4章第2節	2	2-3 3)	②変圧器盤	トランス容量300kVA未満の場合は、真空遮断器（VCB）ではなく高圧負荷開閉器（LBS）としてもよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとしてください。
116	80	第4章第2節	2	2-3 4)	⑩	デマンド計は高圧盤側に設け、中央に警報を出力する形でもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
117	81	第4章第2節	3	3-1 (2)	①	運転、停止操作スイッチ、表示、設定等はタッチパネル操作方式を採用してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
118	81	第4章	3	3-1	(2)監視方式	電動機の電流計監視について「中央で監視可能とする」との記載がありますが、中央とは本施設の中央監視室と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
119	82	第4章第2節	3	3-3 (4)	特記事項	稼働積算計は主要負荷の運転指令やアンサーをシーケンサ内部に取込み、シーケンサ内部にて積算し中央へ表示する形でもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
120	83	第4章第2節	4	3)	容量	データロガは機器の安全性を考え停電検知後、停電3分継続で自動シャットダウンに入るように考えている為必要時間分の容量としてもよろしいでしょうか。今回設備では発電機がありますので、発電機稼働時は給電を行います。（発電機は停電検知後約1分で定常運転に入る仕様なので発電機稼働時はデータロガは無停電となります。）	要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとしてください。
121	83	第4章第2節	5	-	配線・配管工事	工事中の電気主任技術者を既設の電気主任技術者殿へ依頼する事は可能でしょうか。または実施時協議としてよろしいでしょうか。	ごみ処理施設運転管理受託者が可能かどうかを含めて確認中です。
122	87	第4章	7	7-1	7-1防災設備	自火報受信機設置場所について〔正〕を中央監視室、〔副〕を小会議室とする記載がありますが、監視室と会議室を同棟、同階で計画し、火災監視場所を複数必要としない配置とする場合は不要と考えてよろしいでしょうか。	提案を可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
123	87	第4章 第2節	7	7-2	電話設備	電話の取り扱い条件・引き込みルートについてご指示願います。	既存施設との取り合いはないものとして市道側からの引き込みルートを考慮してください。
124	87	第4章 第2節	7	7-2	電話設備	処理部での通話を個別機器付近での連絡やりとりを想定してPHS式を採用する場合、処理部のボックス内に収納する電話機は設置しなくてもよろしいでしょうか。	作業員が個人持ち出来る台数を確保するなど、処理部からの連絡手段がなくなるよう配慮できる場合は、提案を可とします。
125	87	第4章	7	7-2	5) 特記事項	今回計画地はVPN（仮想専用線）を利用できるインターネット光回線サービス対象エリアでしょうか。	お見込みのとおりです。
126	88	第4章 第2節	7	7-6	自家発電設備	運転可能時間72時間とは、運転中に燃料補給を行っての運転時間と考えてよろしいでしょうか。（無給油で72時間ではない） 発電機用として発電機室に小出槽は設置します。	提案を可とします。
127	88	第4章 第2節	7	7-6	自家発電設備	非常用発電機の使用燃料については各社提案によるものとし、特にご指定は無いものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
128	88	第4章	7	7-6	7-6自家発電設備	燃料に指定は無いものと考えてよろしいでしょうか。	No. 127に記載のとおりです。
129	88	第4章	7	7-6	7-6自家発電設備	騒音については停電時における非常用の扱いから、要求水準書26頁に記載の規制値対象からは除外されるものと考えてよろしいでしょうか。	No. 44に記載のとおりです。
130	89	第4章	2	1)	1) 型式	中央監視盤について自立型コントローラ盤（2重化CPU内蔵）とOAデスク上の情報処理装置設置の組み合わせとすることは可能でしょうか。	提案を可とします。
131	89	第4章	2	3)	3) 構成	「タッチ式表示操作盤」は情報処理装置モニタにて設定としてよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとしてください。
132	89	第4章	3		3. 制御内容	項目として記載されている制御対象機器および制御方法は参考であり、各社提案としてよろしいでしょうか。	要求水準書同等以上であることを示したうえで可とします。
133	90	第4章 第3節	3	1)	破碎装置	低トルク時に夾雑物が破碎できず閉塞するリスクを回避するため、直入れとしてもよろしいでしょうか。	方式は、システムに応じて適宜選択してください。
134	90	第4章 第3節	4	4-1 1)	型式	テレビカメラとして、ネットワークカメラを採用してもよろしいでしょうか。	有線式に限り提案を可としますが、映像の解像度、フレーム数など画質性能が劣ることがないようにしてください。
135	90	第4章 第3節	4	4-1 4)	設置箇所	設置箇所については実施時協議とさせて頂いてよろしいでしょうか。現状はポンプ室ではなく、搬出があるホッパ室の方が良いと考えております。	要求水準書同等以上であることを示したうえで可とします。なお、詳細は協議により決定とします。
136	90	第4章 第3節	4	4-2	モニターテレビ設備	本設備の用途はデスク上のモニター以外でテレビカメラの映像を見る増設モニターと理解しておりますがよろしいでしょうか。そうした場合、事務室が中央監視室に含まれている場合モニターは1台としてもよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとしてください。
137	90	第4章 第3節	5	-	動力制御	「処理設備ごとに電力量計を別途に設置し」とありますが、例えば地下ポンプ室などは別の処理設備に分類されるポンプが同じ盤に納められることとなりますので、設備ごとに分けるのは困難と考えられます。盤毎に電力量計を設置することとしてもよろしいでしょうか。	機器ごとの電力量を測定することで計画してください。
138	90	第4章	5		5. 動力制御	電流スキャンニング（中央監視）の対象機器はプロセス上、重要な機器とし受注者にて決定させて頂いてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、受注後の協議により変更が生じた場合は受注者の負担となります。
139	91	第4章 第3節	6	3)	警報	非常用通報はメールではなく、電話にて通報としてもよろしいでしょうか。例えば、機械音で「***一括故障が発生しました。」等	提案のうえ、協議するものとします。
140	91	第4章	7		7. 自動運転について	項目として記載されている運動運転および自動運転は参考であり、各社提案としてよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとしてください。
141	91	第4章 第3節	8	3)	-	電磁流量計については、検出器と変換器分離型を原則とすること、とありますが、電磁流量計は指示値が確認できる位置に設置するため、一体型のものを採用してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、受注後の協議により変更が生じた場合は受注者の負担となります。
142	91	第4章 第3節	9	-	情報処理装置	維持管理の観点からシステム上の安全対策を施したうえで、情報処理装置のデータを外部から閲覧可能とするシステム構成をご提案してもよろしいでしょうか。（例えば夜間に施設にて異常が発生→通報装置で通報→外部閲覧機能を使い異常詳細内容を確認→すぐに対応しなければいけない内容かどうかを確認等） また同回線にて不具合対応の迅速化を目指す為に、シーケンサー内部プログラムが確認出来るシステム構成をご提案してもよろしいでしょうか。 （専用インターネット回線契約は別途となります）	外部との接続については、接続方法や情報管理等に支障が生じないことを含めて提案することを可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
143	92	第4章 第3節	9	9-3-1 4)	機能	リモート操作とは中央にて機器の操作を行うという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
144	92	第4章	9	9-3	9-3-2分散形プロセスコントロールステーション	コントロールステーションはプログラマブルコントローラを使用した2重化システム等を計画してよろしいでしょうか。	提案を可とします。
145	93	第4章 第3節	10	10-1	情報事務監視設備	インターネット回線を引き込むことと記載がございますがご契約はお客様と想定しますがよろしいでしょうか。設備詳細については実施時協議致します。	契約は受注者となります。
146	94	第4章 第4節	1	1-3	構造計画	処理棟の構造基準に関しては、“建築構造設計基準”とあることから、重要度係数=1.25による必要保有水平耐力の条件のもと、建築基準法に準じた構造設計の対応という理解でよろしいでしょうか。また、第1章第11節の関係法令等の遵守に“下水道法”“土木学会コンクリート標準示方書”の記載がありますが、外構造物など建築物以外の土木構造物に対して準拠するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、処理棟については建築基準法の構造計算基準により必要保有水平耐力の重要度係数を1.25として割り増しするものとし、外構工事の土木構造物については土木学会コンクリート標準示方書の基準としてください。
147	94	第4章 第4節	1	1-3 (5)	構造計画	水槽内壁の鉄筋かぶり厚に関し、最低20mmの増コンクリートの記載がありますが、内壁に対しかぶり厚さを標準かぶり厚さに20mm増厚する理解でよろしいでしょうか。	水槽側に20mm以上の増し打ちとしてください。
148	94	第4章	1	1-3	1-3 構造計画	構造計算におけるモデル化は、地下水槽部と処理棟を一体とした建築物として、すべて建築仕様の構造計算で行ってよいと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
149	95	第4章	1	1-5	1-5-1処理部 (2)	「工具工作室の中央に溶接用定盤を設置」とありますが、施設の運営に問題がなければ、第4章第2節6-5に記載の「溶接機用電源」のみを設けることとし、溶接作業は業者に委託してもよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとしてください。
150	96	第4章	1	1-7	1-7その他 (2)	「床および排水溝は防水層（塗布防水同等以上）を設けること。」とありますが、別添資料6の各室内部仕上げリストでは、処理部の床は無機質系塗床、合成樹脂塗床とあります。別添資料6を正と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
151	97	第4章 第4節	2	-	土木建築工事	資機材の搬入時間に制限はございますでしょうか。	搬入時期や時間帯、搬入ルート等条件によっては制限を要求する場合がありますが、詳細については協議とします。
152	97	第4章	2	2-2	2-2仮設工事 (1)	「現場事務所、監督職員事務所、会議室、作業員詰所、資材置場等については、計画地状況、工事条件等を十分に把握し、受注者の責任において確保すること。」と記載がありますが、敷地内の土地を借用いただけないでしょうか。	可能な限り組合敷地内の土地の貸与を予定していますが、不足する場合には受注者の責任において確保するものご理解ください。
153	97	第4章 第4節	2	2-2	仮設工事	建設予定地西側市道は通学路等の指定になっていますでしょうか。	通学路等の指定はありません。
154	97	第4章 第4節	2	2-2 (1)	仮設工事	現場事務所、監督職員事務所、会議室、作業員詰所、資材置場等については、計画地状況、工事条件等を十分に把握し、受注者の責任において確保することとありますが、敷地内の建設予定地 (2440㎡範囲) 以外で確保できるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 152に記載のとおりです。
155	97	第4章 第4節	2	2-2 (1)	仮設工事	監督職員事務所、会議室の広さについてご指示ください。	監督職員事務所は2～3名程度、会議室は10名程度を想定しています。
156	97	第4章	2	2-2	2-2仮設工事 (1)	監督職員事務所・施工管理者事務所について、必要なスペース及び備品等についてご教示願います。	No.155のとおりです。備品については、机、椅子等を想定します。
157	97	第4章 第4節	2	2-2 (2)	仮設工事	仮囲いにおいて、仮設ゲートを設置の上、敷地西側の市道に工事車両用出入口を新たに設置してもよろしいでしょうか。	市道管理者との協議や手続きにより設置可能と思われます。
158	97	第4章 第4節	2	2-2 (2)	-	仮囲いは、洗車場ポンプ設備撤去や防風防雪柵設置に伴い、既設洗車場や既存車庫棟を囲うように配置してもよろしいでしょうか。	囲う必要がないと思われますが、別途協議するものとします。
159	97	第4章 第4節	2	2-2 (2)	-	既存車庫棟と倉庫の前に安全通路を確保することで車庫棟南側通路の使用は可能との認識でよろしいでしょうか。	安全性を確保したうえで車庫内の車両の出入りを配慮した通路使用をお願いします。
160	97	第4章 第4節	2	2-2 (4)	仮設工事	工事に必要となる仮設の電気、水道、電話等を設置すること、とありますが、工事現場の水道は別添資料3 設備取合関係図の上水引込管位置に子メーターを設置し利用できるものと考えてよろしいでしょうか。また、工事で井水を利用したい場合、敷地内の井水設備の利用は可能でしょうか。	工事現場の水道はご理解のとおりです。工事で井水利用については、敷地内の井水設備の利用は可能ですが、使用後の排水処理等に留意願います。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
161	98	第4章 第4節	2	2-6	(1)	混和剤（高性能減水剤、高性能AE減水剤、高性能防水材料）を入れた水密コンクリートとすることと記載がありますが、スランプ15cm以下、水セメント比50%以下を満足すれば、使用混和剤は受注者の任意で決定してもよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおり高性能混和剤を入れる配合とさせていただきます。
162	99	第4章 第4節	2	2-8 (1)	防水工事	水槽部は原則として打ち継ぎはしないこと、とありますが、底盤と立ち上がり壁は、打ち継ぎでもよろしいでしょうか。	底盤と水槽壁の打ち継ぎについては一体性の確保を十分考慮してください。
163	99	第4章 第4節	2	2-8 (2)	水張り試験	水張り試験について、試験用の水は原則として淡水とすることとありますが、井水の使用は可能でしょうか。	水質に問題がなければ可とします。
164	99	第4章 第4節	2	2-8 (2)	水張り試験	水張り試験で使用した淡水は、pHを確認の上、既設水路に排水してもよろしいでしょうか。	可とします。
165	100	第4章	2	2-9	(1)フック等④	「マンホール近傍に安全帯取付フック（SUS製収納タイプ）」とありますが、壁に設置の場合は収納タイプ以外としてもよろしいでしょうか。	壁に設置する場合は丸環等の収納タイプ以外でも可とします。
166	101	第4章 第4節	2	2-11 (2)	建具工事	外部に面する窓は、断熱サッシ、遮熱高断熱複層ガラスとありますが、冷暖房設備を設ける居室が対象との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
167	102	第4章	2	2-11	(3)シャッター②	「シャッターはすべて電動式とし、高速シャッターとすること。」とありますが、使用頻度が少ない物は通常の数と速度としてもよろしいでしょうか。	耐風圧に対する気密性を考慮したうえで可とします。
168	102	第4章	2	2-12	2-12内部仕上げ (2)	「処理部の床は原則として、二次コンクリート打設による水勾配 (1/200～1/100) をとり」とありますが、処理部の床で、増し打ちコンクリート等に水勾配を確保できる場合は、二次コンクリートの打設は不要と考えてよろしいでしょうか。	可とします。
169	102	第4章	2	2-12	2-12内部仕上げ (2) ②	「受入室、受入前室、ホッパ室等の車両が走行する床は耐摩耗性、耐衝撃性および耐擦傷性に十分配慮した無機質系塗床材（コンクリート一体成型型）とすること。」とありますが、同等以上の性能が確保できれば、他の工法を提案してもよろしいでしょうか。	施工実績及び根拠資料等により、要求水準書同等以上であることを確認できれば可とします。
170	102	第4章 第4節	2	2-12 (2)	⑤	高圧水配管を各所に設置すること、とありますが、プロセス用水等のプレッシャーポンプの吐出配管に対応してもよろしいでしょうか。	対応可とします。
171	102	第4章	2	2-12	2-12内部仕上げ (4)	「階段手摺は、処理部はアルミ製、管理部は木製（集成材）を標準とすること。」とありますが、別添資料6の各室内部仕上げリストでは、階段手摺について、処理部はSUS製となっており、管理部は材質の指定がありません。階段手摺の材質については各社提案と考えてよろしいでしょうか。	処理部、管理部ともに要求水準書を正とします。
172	102	第4章	2	2-12	2-12内部仕上げ (5)	「処理部2階には機器搬出入口としてバルコニー（着脱式カラーアルミ製手摺）を設けること。」とありますが、機器搬出入に支障がなければバルコニーを設けなくてもよろしいでしょうか。	機器入れ替え用のホイストクレーンの設置、墜落防止措置として手摺および墜落制止用器具を使用するためのフックの設置など、安全対策を行うことで可とします。
173	103	第4章	2	2-13	(1) 屋根②	「外壁保護のため軒を出すこと。」とありますが、外壁保護が出来れば、他の方法を提案してもよろしいでしょうか。	提案を可としますが、詳細は協議のうえ決定することとします。
174	103	第4章	2	2-13	(3) 樋等①	「樋は原則として〔屋内〕に設け」とありますが、漏水等を考慮して屋外（凍結対策実施）を提案してもよろしいでしょうか。	提案を可としますが、詳細は協議のうえ決定することとします。
175	106	第4章 第4節	3-6	(5)	-	照明は人感センサーによるものとする。と記載があります。対象の室について特に記載がありませんが、対象室はトイレ、湯沸室でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
176	108	第5章	第1節	-	土地造成工事	西側敷地境界に敷設されている既設NTT柱の撤去は別途工事と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
177	108	第5章	-	-	付帯工事、その他工事	既設の舗装詳細図（アンケート調査時の追加資料02_外構及び舗装詳細図）をご提供いただけますでしょうか。	添付資料8に記載のとおりです。
178	108	第5章 第1節	-	-	土地造成工事	造成工事の計画にあたっては、別添資料1及び別添資料2を参考とすることとありますが、縮尺と建設用地及び周辺の標高高さが不明です。水準測量等の資料提供をお願いします。	No. 3に記載のとおりです。
179	108	第5章 第2節	-	-	場内整備工事	別添資料10の縮尺が不明です。ご教授願います。	添付資料11に記載のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
180	108	第5章 第2節	2	-	雨水排水工事	既設側溝の改修工事などにおいて、工事期間中、建設予定地の東側構内道路の片側通行等の対応は可能という理解でよろしいでしょうか。また既設処理棟北側の井戸配管の敷設工事中や電気工事期間中は、構内道路の封鎖又は片側通行などの対応は可能という理解でよろしいでしょうか。	工事期間中の構内道路の片側交互通行は認めますが、封鎖が必要な場合は、時間等を協議するものとします。
181	108	第5章 第2節	2	-	雨水排水工事	必要により調整池等を整備し、と記載がありますが、放流先の側溝での排水施設計画流用計算において問題なければ、設置は不要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
182	108	第5章 第3節	-	-	駐車場工事	来客用3台及び従業員用5台とありますが、多目的駐車場は来客用台数に含まれる理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
183	108	第5章 第3節	-	-	駐車場工事	従業員用5台の駐車場を設けることとありますが、従業員数に合わせて、駐車場台数を変更してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
184	108	第5章	第4節	-	門・囲障工事	防風防雪柵の設置等に伴い、敷地境界外で舗装等の工事が必要になった場合、敷地境界外での工事は本工事範囲外と考える理解でよろしいでしょうか。	境界外であっても本工事の範囲内となります。
185	108	第5章	第4節	-	門・囲障工事	現地見学会で受領した資料より、西側の敷地境界線沿いに埋設されている水道管は、工事に支障がなければ移設しなくてもよろしいでしょうか。	工事に支障があることを前提に移設を計画することをご理解ください。
186	108	第5章 第4節	-	-	門・囲障工事	囲障工事は別添資料10のネットフェンスの表示あるエリアに対し、防風防雪柵を設ける理解でよろしいでしょうか。設置場所は既存ネットフェンスを撤去しその箇所に設置する理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
187	109	第5章 第4節	2)	-	門・囲障工事	防風防雪柵の設計風速40m/secとありますが、その他の建築設備は本数値でなく、建築基準法に基づく基準風速で設計するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
188	109	第5章 第4節	3)	-	門・囲障工事	浸水対策により盛土等を行い計画地内にて高低差がついた場合には、防風防雪柵の高さについては造成地盤面から高さ1.8mを確保すればよろしいでしょうか。また、車庫棟範囲は現況GLから高さ1.8mを確保すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
189	109	第5章 第5節	-	-	植栽工事	植栽地帯等に必要数の自動散水栓を設置することとありますが、散水の必要ない植栽を提案する場合は、設置不要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
190	109	第5章 第6節	-	-	既存設備撤去工事	建設予定地の既設アスファルトや樹木の撤去は工事範囲と考えてよろしいでしょうか。また工事範囲の場合、樹木はすべて処分してよいとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
191	109	第5章	第6節	-	既存設備撤去工事	建設予定地の既設アスファルトや樹木の撤去は工事範囲と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
192	109	第5章 第6節	-	-	既存設備撤去工事	建設予定地の樹木の伐根について撤去範囲は敷地境界線までとし、それ以外の範囲についてはご協議とさせていただきますよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
193	109	第5章 第6節	1	-	ネットフェンス	ネットフェンス近隣には上水引込管が敷設されているため、施工の際には留意、必要に応じて撤去や移設対応を行うこととありますが、配管口径・ルートをご教示ください。	水道管は移設することをご理解ください。配管口径・ルートは添付資料5に記載のとおりです。
194	109	第5章 第6節	1	-	ネットフェンス	建設予定地には上水引込管以外の地中埋設物は無いという理解でよろしいでしょうか。上水引込管以外の地中埋設物が発見された場合には別途工事として対応いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	地中埋設物として上水引込み管のほか、ハンドホールを含む電線があります。移設等が必要な埋設物は本工事の範囲とします。
195	109	第5章 第6節	1	-	ネットフェンス	西側ネットフェンスを撤去し、防風防雪柵を設置するとあり、現状はネットフェンス外側（市道側）は盛土がされていますが、防風柵（柵基礎の擁壁）設置後は、再度盛土（現状復旧）を行う必要はありませんでしょうか。盛土を行わず、市道レベルに合わせて整地でもよろしいでしょうか。	原則として、原状復旧とします。
196	109	第5章 第6節	1	-	ネットフェンス	西側ネットフェンスを撤去し、防風防雪柵を設置するとありますが、防風防雪柵が部分的に市道まで及び可能性がありますが、その場合は道路管理者と協議の上対応との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
197	109	第5章 第6節	2	-	洗車場ポンプ設備撤去	洗車場周囲の既存舗装構成をご指示願います。 今回の撤去対象設備において、アスベストの含有はないとの理解でよろしいでしょうか。 また、今回の撤去に伴い、残置される洗車場からの開口部は、モルタルなどで塞ぐ対応でよろしいでしょうか。	撤去対象設備のアスベストは無いものをご理解ください。 残置される洗車場からの開口部は、雨水排水として側溝を整備し、そばにある既存排水樹へ排出するものとします。
198	109	第5章 第7節	1	-	汚水ポンプ配管（別添資料12）	別添資料12に記載のルートに関する外構図及び地中埋設物（配管など）の図面の提供をお願いします。	添付資料2に記載のとおりです。
199	109	第5章 第7節	1	-	汚水ポンプ配管	管理棟排水配管掘削時に既存し尿処理棟のバキューム車の搬入動線部分を掘削しますが、当該部の封鎖が可能な時間帯はありますでしょうか。	協議のうえ決定するものとします。
200	109	第5章 第7節	1	-	汚水ポンプ配管	管理棟汚水の計画流入水量（m ³ /日）、水質（浄化槽処理または未処理）、接続先をご教示願います。	汚水の流入量、水質、接続先は添付資料2に記載のとおりですが、接続先の詳細は受注後の協議により決定とします。
201	109	第5章 第7節	1	-	汚水ポンプ配管	既存し尿処理施設へ接続されている屋外排水設備の管理棟汚水ポンプ地中配管を本施設に接続するとありますが、引込ルートにある植栽樹木は移植せずに、撤去処分としてよろしいでしょうか。	原則として植栽樹木に支障のない引込みルートとしつつも、やむを得ない場合の扱いについてはお見込みのとおりです。
202	109	第5章 第7節	1	-	汚水ポンプ配管	既存し尿処理施設へ接続されている屋外排水設備の管理棟汚水ポンプ地中配管を本施設に接続するとありますが、引込ルート近傍に設置されている既存し尿処理施設～管理棟への渡り廊下の構造図（基礎構造がわかる図面）をご提供いただけますでしょうか。	管理棟汚水ポンプ地中配管につきましてはNo.198に記載のとおりです。 渡り廊下の構造図は添付資料11に記載のとおりです。
203	109	第5章 第7節	2	-	電気配線	既存し尿処理施設から給電している建築物への配線接続を行う、とありますが、新設処理棟と既設建物とのその他建築電気設備（放送、自火報、電話等）の接続は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
204	109	第5章 第7節	2	-	電気配線	既存し尿処理施設から給電している建築物への配線接続を行うとありますが、今回更新を行う井戸ポンプまでの配線は新設とし、それ以外の既存建築物への給電は、既存し尿処理施設の電気室を接続点とし既存し尿処理施設の電気室から各既存建築物への配線は流用してもよろしいでしょうか。また、流用しない既設ケーブルについては撤去は行わず残置可能でしょうか。	既存し尿処理施設の電気室までを配線する場合は配電盤を設置するものとし、既存施設への配線は流用できるものとします。また、配電盤までの流用しない既設ケーブルは原則撤去とします。
205	109	第5章	第7節	2	電気配線 （および別添資料13）	井戸、倉庫1およびストックヤードへの配線は、既設し尿処理施設敷地内を構内道路沿に架空工事とすることは可能でしょうか。	架空工事を可とします。
206	109	第5章	第7節	2	電気配線 （および別添資料13）	配線布設対象である倉庫4～6および車庫の負荷容量についてご教示願います。	倉庫4～6及び車庫の別添資料13電力供給図の②環境衛生課の負荷容量に含まれます。
207	109	第5章	第7節	2	電気配線 （および別添資料13）	配線表記載負荷の内①管理棟用②環境衛生課用⑦既存し尿処理施設については109頁、110頁に記載の配線布設対象に記載がない故、別途工事と考えてよろしいでしょうか。	給電している建築物が対象であることから、別添資料13に記載の建築物を対象とします。
208	109 110	第5章 第7節	2	-	電気配線（別添資料13）	要求水準書と別添資料13に記載の建築物の名称・対象が異なっています。別添資料13の内容が正しいという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
209	110	第5章	第8節	-	試験室分析装置	試験対象項目および分析用機器は、施設の運営に問題がなければ第三者機関による分析も考慮した設備として提案してよろしいでしょうか。	提案を可としますが、第三者機関の変更時にも対応できるよう計画してください。
210	110	第5章 第9節	1	-	予備品・消耗品	10頁に、プラント工事関係の契約不適合責任期間は引渡後3年間とする、とありますが、予備品・消耗品は「2」カ年分の納入でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
211	110	第5章	第9節	1	予備品・消耗品	「本施設の保証期間[2]カ年分」とありますが、100頁 第4章 ④には「施設保証期間3年」とあります。どちらを正とすればよろしいでしょうか。	「本施設の保証期間 [2] カ年分の予備品」を「[2] カ年分の予備品」に訂正します。本施設の保証期間は3年を正とします。
212	-	-	-	-	別添資料3	建設予定地内西側に埋設されている2本の水道管は未使用であるとの理解でよろしいでしょうか。またその場合は撤去してもよろしいでしょうか。	2本の水道管は使用中です。移設した後に撤去できるものをご理解ください。
213	-	別添資料6	-	-	建築物品	要求水準書P107に必要な建物物品を納入すること、と記載がありますが、別添資料6の「各室内仕上げリスト（案）」はあくまでも参考と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、要求水準書と同等以上としてください。詳細は受注後の協議により決定とします。
214	-	-	-	-	別添資料18	別添資料18「建築機械設備リスト（案）」はあくまでも参考であり、建築機械設備は各社提案と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、要求水準書と同等以上としてください。詳細は受注後の協議により決定とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
215	-	-	-	-	別添資料19	別添資料19「計装一覧表(案)」の内容に原則従うものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、提案がある場合は、要求水準書と同等以上としてください。なお、詳細は受注後の協議により決定とします。
216	-	-	-	-	現場見学資料1	建設予定地付近のNTT電柱と電線は施工前に撤去されるとの理解でよろしいでしょうか。	NTT電柱の移設又は撤去が必要な場合は、3か月前までには撤去業者への連絡が必要となります。

入札説明書等に関する質問に対する回答書

令和 7年 3月 21日

「酒田地区広域行政組合汚泥再生処理センター施設整備事業」の入札説明書等に関する以下の質問について、次のとおり回答します。

2-2 要求水準書【運営・維持管理業務編】に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
1	3	第2章	第2節	4	(4) プロセス用水	プロセス用水として用いる井水は無償提供いただけるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	5	第2章	第3節	1	1. 放流量	「最大 0.24m ³ /分 (14.4 m ³ /h)」とありますが、要求水準書【運営・維持管理業務編】15第4章第3節2に、「本施設供用当初数年間は、時期的によっては計画処理能力を上回るし尿等が搬入されることがある」とあるが、本要求水準書で示される「最大」は、「時期的によっては計画処理能力を上回るし尿等の搬入」があった際の想定値であり、それを超えてはならないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	5	第2章	1		1. 放流量	「通常」及び「最大」の記載がありますが、放流量の規制は時間当たりの流量と理解してよいでしょうか。	日量は超えないよう計画してください。
4	5	第2章 第2節	3	-	各設備の運転時間	受入貯留設備と資源化設備の運転時間が要求水準書【設計・建設編】での記載と異なります。どちらが正でしょうか。	要求水準書【運営・維持管理業務編】に記載のとおりです。
5	6	第2章 第3節	3	1) (1)	敷地境界線の地表における規制基準 (1号規制)	イソバレルアルデヒドの規制値は0.006ppm以下と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	8	第2章	第4節	1)	1) 沈砂	沈砂の搬出方法は資源化物との混載搬出は可能でしょうか。	提案の内容によるものとしますが、可能とします。
7	8	第2章	第5節		第5節 関係法令等の遵守	法令改定等の受託者の責によらない外部環境の変化に対する対応については貴組合の負担との認識でよろしいでしょうか。	入札説明書に記載のとおりです。
8	10	第2章	第7節		第7節 生活環境影響調査報告書の遵守	「本組合の「汚泥再生処理センター施設整備に係る生活環境影響調査書」を遵守する」とは、本要求水準書 第2章 第3節施設の性能の内容を遵守する、という考えでよろしいでしょうか。	要求水準書【運営・維持管理業務編】に記載のとおりです。
9	10	第2章	第11節	-	組合の検査	「点検等を含む管理運営全般に対する立ち入り検査を行うときは、受託者は、その監査、検査に全面的に協力」とありますが、年～回数など想定される頻度がありましたらご教示ください。	現時点では未定です。
10	10	第2章	第12節	-	「設計・建設工事」への協力	「受託者は、当該「設計・建設工事」の段階から本業務の意見を反映させるために、責任者を選任し、当該「設計・建設工事」に関する会議に参加すること。」とありますが、月1回程度の定例会議への参加と考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりですが、頻度は未定です。
11	11	第2章	第14節	-	明渡し基準	運営・維持管理修了確認のため第三者機関による機能検査を実施することとありますが、想定されている第三者機関がございましたらご教示願います。	第三者機関としては、国土交通省の建設コンサルタント登録規定（昭和52年建設省告示第 717号）第2条第1条による「廃棄物部門」の登録を受けている事業者を想定しています。
12	11	第2章	第14節	-	明渡し基準	「運営・維持管理期間終了後も継続して使用することに支障がない状態であることを確認する」とありますが、災害等により予期せぬ修繕、診断が必要となった場合は運営事業者の費用負担外という理解でよろしいでしょうか。	運営・維持管理業務委託契約書（案）に記載のとおりです。
13	11	第2章	第14節	-	明渡し基準	「第三者機関による機能検査」とは「施設保全計画」で策定し、実施する「精密機能検査」と同義と考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	11	第2章	第14節	-	明渡し基準	第三者機関による機能検査とありますが、精密機能検査と同義と考えてよろしいでしょうか。	No. 13に記載のとおりです。
15	11	第2章	第14節	-	明渡し基準	16年日以降の運転について、運営事業者に瑕疵は無いものと考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、明渡し基準を満足して明渡しが完了していることが必要です。
16	11	第2章	第14節	-	明渡し基準	分析試薬等は、補充が必要な消耗品に含まれないと考えてよろしいでしょうか。	施設引渡しリストと同等分を補充してください。
17	12	第2章	第14節		第14節 明渡し基準	明け渡し時の用役補充について、「規定数量を満たした上で明け渡すこと。」とは運転日数でどの程度の日数分がご教示ください。	施設引渡しリストと同等分を補充してください。
18	12	第2章	第14節		第14節 明け渡し基準	「予備品や消耗品などについては、24ヶ月間使用できる量を補充して明け渡すこと。」とありますが、設置機器類が廃番となり予備品類の入手が困難な場合、類似品での対応でもよろしいでしょうか。	協議によります。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
19	13	第3章	第2節		第2節 有資格者の配置	電気主任技術者の配置について、保安協会等への委託選任は可能でしょうか。また、主任技術者の常駐は必要でしょうか。	可とします。また、常勤でなくても可とします。
20	13	第3章	第2節		有資格者の配置	「～電気主任技術者を必ず配置すること」とありますが、電気主任技術者は外部委託可能と考えてよろしいでしょうか。	No. 19に記載のとおりです。
21	13	第3章	第2節	—	有資格者の配置	「電気主任技術者を必ず配置すること」とありますが、自家用電気工作物の保安管理業務を外部委託承認制度により電気保安協会等に再委託する場合には、電気主任技術者の現場配置は不要と理解してよいでしょうか。	No. 19に記載のとおりです。
22	13	第3章	第2節	—	有資格者の配置	参加申請時から令和7年4月の運営・維持管理業務まで約3年間の期間があるため、入札参加申請時に申請した現場総括責任者が傷病をはじめとする諸事情により配置が困難になる場合があります。その場合は、貴組合と協議のうえ、当該入札時の現場総括責任者の要件を満足する同等の技術者を充当することで、現場総括責任者の変更を許可していただけたらと考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	13	第3章	第2節	—	有資格者の配置	「し尿処理施設、汚泥再生処理センター又は下水道施設の運転管理の経験を3年以上有する廃棄物処理施設技術管理者(し尿処理・汚泥再生処理施設)」とありますが、施設の処理能力などの上回るべき基準はありますか。	入札説明書に対する質問No. 15に記載のとおりです。
24	13	第3章	第2節	—	有資格者の配置	運転管理の実績として、「3年以上」とは連続して3年または、1契約で3年等の条件はありますか。	入札説明書に対する質問No. 16に記載のとおりです。
25	13	第3章	第2節	—	有資格者の配置	下水処理施設は終末処理場を対象としているという認識でよろしいでしょうか。	入札説明書に対する質問No. 17に記載のとおりです。
26	13	第3章	第2節	—	有資格者の配置	運転管理業務の実績として、採用される実績は過去何年以内を想定されておりますでしょうか。	入札説明書に対する質問No. 18に記載のとおりです。
27	14	第4章	第1節	4	沈砂の取り扱い	「洗砂の搬出先は、本組合ごみ焼却にて処分を行う」とありますが、搬送車の規格(寸法、積載荷重)や搬出時間、曜日、休日などの制限条件があれば、ご教示ください。	車体の形状：ダンプ、車両総重量：15,970kg、最大積載量：7,700kg、車両重量：8,160kg長さ：676cm、幅：294cm、高さ：287cm
28	14	第4章	第1節	4	沈砂の取り扱い	沈砂の処分費は本事業に含まれないとの理解でよいでしょうか。	処理が本組合のごみ焼却施設であれば本事業には含まれません。
29	14	第4章	第1節	5	資源化物(助燃剤)の取り扱い	資源化物(助燃剤)の利活用費は本事業に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	処理が本組合のごみ焼却施設であれば本事業には含まれません。
30	14	第4章	第1節	6	6. 助燃剤搬出車両	受託者所掌の消耗品の交換等とはどのようなものを想定されておりますか。	ワイパーブレード等日常の点検時に交換できるものを想定しています。
31	14	第4章	第1節	6	6. 助燃剤搬出車両	搬出車両について普通自動車免許での運転が出来る車両でしょうか。	大型免許が必要となります。
32	15	第4章	第2節	3	計量管理	「搬入時に地域ごとの混載割合を簡単に調整できるシステムを計量装置に導入すること」とありますが、導入するシステムは設計・建設工事にて導入するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	15	第4章	第2節	3	3. 計量管理	「搬入時に構成市町ごとの混載割合を簡単に調整できるシステムを計量装置に導入すること。導入システムについては、提案とする。」とありますが、当システムは受託者が用意し導入するというのでしょうか。この場合、どのようなシステムを想定されているか御教授ください。	No. 32に記載のとおりです。
34	15	第4章	第2節	3	計量管理	し尿および薬剤の搬入車両について、計量証明書を持参した場合は汚泥再生処理センター内での計量は別途、不要と考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
35	15	第4章	第2節	3	3. 計量管理	薬剤の搬入車両についても計量器による記録が必要でしょうか。	機能としては必要とします。なお、実際の運営時における記録内容は受注後の協議とします。
36	15	第4章	第2節	4	車両誘導	「受託者は、本施設への搬入車に対して車両を適切に誘導し、作業車や一般車両等との事故が起きないように努めること。」とありますが、運営事業従事者が交通誘導をしなくとも標識等で規制していれば車両到着の際にその都度の誘導は不要という認識でよいでしょうか。	通常時においては、お見込みのとおりです。ただし、車両動線が通常と異なる状況においては、要求水準書【運営・維持管理業務編】に記載のとおりとしてください。
37	15	第4章	第2節	5	受入室監視	「搬入車両の搬入状況を監視し、不適搬入車等については聞き取り確認」とありますが、不適搬入車両とはどういった想定でしょうか。過去に事例があればご教示ください。	家庭系のごみを積んできた車両がごみ処理施設と間違えて進入した事例などがあります。
38	15	第4章	第2節	5	5. 受入室監視	搬入状況の監視について、搬入時には常に監視員の立会いが必要となりますか。	常時の立会は想定していません。また、監視員は計量管理担当者との兼務を想定しています。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
39	16	第4章	第3節	4	搬出入物及び水質に係る分析業務	悪臭、騒音、振動の分析は、分析業務範囲外と考えてよいでしょうか。また、第三者機関への分析業務委託は不要と考えてよいでしょうか。	要求水準書【運営・維持管理業務編】に記載のとおりです。
40	16	第4章	第3節	4.	搬出入物及び水質に係る分析業務	「第三者機関による計量証明」とありますが、運営事業者が計量証明事業を登録している場合、運営事業者で実施しても差支えないでしょうか。	要求水準書【運営・維持管理業務編】に記載のとおりです。
41	17	第4章	第5節	2)	補修・更新計画	「なお、受入槽及び各貯留槽の水槽防食は運営期間内で1回以上の更新を計画すること。」とありますが、要求水準としての防食更新対象は「沈砂槽・受入槽・中継槽・貯留槽」と理解してよろしいですか。また、更新とは全面更新を指すものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	17	第4章	第5節	1	2) 補修・更新計画	水槽防食の更新は、防食前検査の結果を踏まえて必要と考えられる部分更新としてよろしいでしょうか。	要求水準書【運営・維持管理業務編】に記載のとおりです。
43	17	第4章	第5節	1	2) 補修・更新計画	槽内防食補修の内容及び実施時期は受注者の提案との理解でよいでしょうか。	槽内防食補修の内容は、要求水準書【運営・維持管理業務編】に記載のとおりです。実施時期はお見込みのとおりです。
44	18	第5章	3	1)	表 点検項目（参考）	定期点検の作業内容に「日常保全のチェックと指導」とありますが、指導とは運営事業者内での教育に関する指導という理解でよいでしょうか。ほかに指導対応となる想定がありましたらご教示ください。	お見込みのとおりです。
45	18	第5章	3	1)	表 点検項目（参考）	日常点検に「樹木・植栽等」の「剪定、刈込」等が例示されておりますが樹木の植栽管理の対象範囲をご教示いただければ幸いです。	対象範囲は建設予定地敷地内となります。
46	19	第4章	第5節	8	8. 水槽清掃	現在の水槽清掃、浚渫等の頻度等をご教示ください。	沈砂槽清掃1回/3週 混和PH調整、凝集、凝集沈殿、砂ろ過原水、洗浄排水槽、洗浄用、活性炭原水槽は1回/年 受入槽1回/年 脱離液・分離液貯留槽1回/4年 反応槽・分離槽1回/2年
47	23	第4章	2		2. 見学者対応	見学者対応について、想定されている頻度、人数、対象者、時間等をご教示願います。	見学者対応につきましては、年間約10グループ、1回で約8名程度、対象は地域住民、他自治体関係者を想定します。時間は受入時間内とします。
48	23	第4章 第9節	2	-	見学者対応	施設の供用開始後、想定されている見学者対応の内容（人数、頻度、年齢層）をご教示ください。	No. 46に記載のとおりです。
49	23	第4章 第8節	2	-	資源物・残渣物の品質確保、適正貯留、搬出	貴組合より貸与される運搬車両の仕様（寸法、O ₂ 車等）をご教示願います。	No. 27に記載のとおりです。
50	23	第4章	第8節	2、3	2. 資源物・残渣物の品質確保、適正貯留、搬出 3. し渣の搬出	2. の残渣物及び3. のし渣の運搬車両は同一車両でしょうか。	同一車両となります。
51	23	第4章	4		4. スラッグの運搬	溶融スラッグの運搬業務について、安全上一人で行っても問題のない業務と考えてよろしいでしょうか。	事業者の判断によるものとします。
52	23	第4章	第8節	4	4. スラッグの運搬	溶融スラッグの発生頻度と運搬に係るおおよその時間をご教示ください。	溶融スラッグの発生頻度は焼却炉の1炉運転と2炉運転で頻度が異なります。1炉運転では約2日に1回、2炉運転では1日1回、1回約30分の作業を想定しています。
53	23	第4章	第8節	2	資源物・残渣物の品質確保、適正貯留、搬出	「受注者の負担により搬出すること」とありますが、搬出先のごみ焼却場が修繕等で受け入れ停止になっている場合、搬出先の確保、費用の負担は貴組合で負担していただけたという理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
54	24	第4章	3		3. 環境教育（普及啓発活動）	想定されている環境普及活動の内容、頻度があればご教示願います。	事業者提案によります。
55	24	第4章	第9節	5	清掃	植栽管理（剪定・除草）の実施頻度は、事業者裁量にて繁茂状況に応じた対応と考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
56	24	第4章	第9節	6.	警備	施設警備・防犯システムについて、施設に侵入者があった場合等の自動警報連絡先に施設担当者は含めた方がよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
57	26	別添資料	資源物・残渣物管理	残渣物の処理	し渣	し渣の処理において事業者が副分担となっておりますが内容をご教示ください。	処理方式により、し渣が別途発生する場合には、その運搬等について、事業者の負担となります。また、し渣の性状が要求性能を満たさない場合は事業者による処分となることを想定しています。

入札説明書等に関する質問に対する回答書

令和 7年 3月 21日

「酒田地区広域行政組合汚泥再生処理センター施設整備事業」の入札説明書等に関する以下の質問について、次のとおり回答します。

3 落札者選定基準に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
1	1	第1章	2		審査委員会	審査委員会の詳細については非公表と理解してよろしいでしょうか。提案内容の精査を行うにあたり構成人数等可能な範囲での情報開示はいただけないでしょうか。	審査委員会の詳細についてはお見込みのとおりです。その他は落札者選定基準に記載のとおりです。
2	6	第3章	6	(1)	入札価格に関する得点化方法	定量化限度額の公表はないと理解してよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	6	第3章	6	(1)	入札価格に関する得点化方法	設計・建設業務の定量化限度額は、酒田市建設工事等入札価格調査制度実施要領の調査基準価格を参考に算出されるという理解でよろしいでしょうか。	落札者選定基準に記載のとおりです。
4	6	第3章	6	(1)	入札価格に関する得点化方法	定量化限度額は、設計・建設、運営の2業務合わせて同じ率で設定をされたのか、業務毎に特性を踏まえて設定されているのかどちらの考えでしょうか。	落札者選定基準に記載のとおりです。
5	6	第3章	6	(1)	入札価格に関する得点化方法	提案内容の精査を行うにあたり、設計・建設業務および運営・維持管理業務それぞれにかかる定量化限度額の設定額についてご教示いただけないでしょうか。	落札者選定基準に記載のとおりです。
6	7	第3章	6	算定式①	入札価格を構成する設計・建設業務に係る対価	定量化限度額または算出方法についてご教示願います。	落札者選定基準に記載のとおりです。
7	7	第3章	6	算定式①	入札価格を構成する運営・維持管理業務に係る対価	定量化限度額または算出方法についてご教示願います。	落札者選定基準に記載のとおりです。
8	8	第4章			表4-1 (2) 環境への配慮 施設の省エネルギー対策	省エネルギー対策に関連し、太陽光発電、小型風力発電の提案は可能でしょうか。要求水準書範囲外提案の可能性もあるためご教示願います。	提案を可とします。
9	9	第4章			表4-2 (4) 地域経済活性化 ①	地域貢献金額の提案金額の積み上げの考え方は、提出する様式集と整合をとるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	10	第4章	表4-3	3. (3)	①維持管理費の低減策	「人件費、電力料金、～」とありますが、本施設はごみ処理施設より受電することから、維持管理費低減効果算出のための電力単価をご教示願います。	東北電力2024年4月1日時点での「高圧電力」の料金プランを確認ください。
11	10	第4章	表4-3	3. (4)	①災害や故障時の対処・アフターサービス等	「故障時等緊急時のアフターサービス体制」とありますが、このアフターサービスとは15年間の運営業務終了後もしくは建設事業者に対するアフターサービスのどちらを示しているかご教示願います。	落札者選定基準に記載のとおりです。
12	10	第4章			表4-3 (5) 地域経済活性化 ①	地域貢献金額の提案金額の積み上げの考え方は、提出する様式集と整合をとるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問に対する回答書

令和 7年 3月 21日

「酒田地区広域行政組合汚泥再生処理センター施設整備事業」の入札説明書等に関する以下の質問について、次のとおり回答します。

4 様式集に対する質問

No.	様式	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答内容
1	第3号	2	-	-	-	構成員及び協力企業一覧表	代表企業、本施設の設計・建設を行う者は、入札参加資格申請を提出している当社の支店名を記載しますが、担当者は東京本社に籍を有する者としてもよろしいでしょうか。	可とします。
2	様式第8号-1	「入札説明書 第3章2(2)(オ)」に規定する施設の設計・建設工事実績	-	-	-	「入札説明書 第3章2(2)(オ)」に規定する施設の設計・建設工事実績	「入札説明書 第3章2(2)(オ)」に規定するものとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書 第3章2(2)(エ)に該当するものです。
3	第11号-1 第11号-2	設計仕様書 要求水準に対する運営・維持管理仕様	-	-	-	-	本様式は表紙のみとなっておりますが、要求水準に対する提案者仕様を記載するものとし、任意の様式で作成してよろしいでしょうか。	参加資格要件を満たしていることを確認できた参加者に、参加資格確認結果の通知と併せて配布します。
4	第12号	(別紙2)	-	-	-	変動費単価	「※2 提案単価は円単位とし、その端数は切り捨てとすること。」とありますが、変動費の単価も円単位とし、その端数は切り捨てと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	第12号	(別紙2)	-	-	-	変動費単価	「※2 提案単価は円単位とし、その端数は切り捨てとすること。」とありますが、変動費の単価も円単位とし、その端数は切り捨てと考えてよろしいでしょうか。	No. 4に記載のとおりです。
6	第13号	提案書類等の作成要領	2	(3)	-	-	「13号-15災害や故障時の対処・アフターサービス等」にて「復旧に要する期間について記載すること。」ありますが、検討の前提となる被災状況・故障状況の想定をご教示願います。	事業者の提案によります。
7	第13号	技術提案書	-	-	-	-	技術提案書の様式において、必要事項が記載されていれば、視認性を損ねない範囲で、余白範囲の変更及び図枠の装飾等の工夫は可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	第13号-●	技術提案書	-	-	-	-	提示いただいている様式はあくまで目安と考え、縦じ代や読みやすさを考慮して余白等を調整してもよろしいでしょうか。	No. 7に記載のとおりです。
9	第13号-2-1	CO2排出削減量計算書	-	-	-	-	運營業務における電力削減に伴うCO2削減効果算出に使用するCO2排出係数をご教示願います。	事業者の提案によります。ただし、根拠(温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル等)を提示してください。
10	第13号-11-1	地域貢献(設計・建設業務)の内訳	-	-	-	-	管内企業が事業者となる場合は、業務分担に伴う受託金額を計上するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	第13号-11-1	地域貢献(設計・建設事業)の内訳 ※3	-	-	-	設計・建設工事において、管内企業と共同企業体を設立した場合、共同企業体の管内企業への発注金額について甲型、乙型それぞれの計上の考え方をご教示願います。	以下を参考としてください。 甲型：出資比率に応じた金額 乙型：分担割合に応じた金額	
12	第13号-11-1	地域貢献(設計・建設事業)の内訳 ※3	-	-	-	設計・建設工事において、管内企業と共同企業体を設立する場合、共同企業体の管内企業から、管内企業(一次下請)への発注額は評価対象外と理解し記入してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
13	第13号-11-1	地域貢献(設計・建設事業)の内訳 ※3	-	-	-	設計・建設工事において、管内企業と共同企業体を設立する場合、プラントの設計・建設企業から、管内企業(一次下請)への発注額は評価対象内と理解し記入してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
14	第13号-13-1	主要機器の管理基準、主要機器の耐用年数	-	-	-	-	主要機器の管理基準は「様式第13号-13-1」となっている一方で、主要機器の耐用年数は「様式第13号-14-1」となっています。様式第13号-14-1は別途「維持管理費内訳表」があることから、本書式の様式番号は「様式第13号-13-1」と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	第13号-13-2	整備・補修費一覧表	-	-	-	-	本書式は稼働30年目までありますが、入札説明書第6章 3入札提案書類 主要機器の耐用年数及び経年的補修・整備費一覧表には20年分とあります。稼働20年目までの記載と考えてよろしいでしょうか。また、同様に様式13号-13-1主要機器の耐用年数についても稼働20年目までの記載との認識でよろしいでしょうか。	稼働30年目まで記載してください。

No.	様式	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答内容
16	第13号-13-2	整備・補修費一覧表					本書式の稼働30年目まで記載する場合は、要求水準書【設計・建設業務】第2章第14節明渡し基準で想定されている20年目の基幹的設備改良工事は、入札参加者が想定する工事を実施した場合の補修・整備計画としてよろしいでしょうか。	本様式の作成にあたっては、稼働20年目の基幹的設備改良工事を実施しないものとして作成してください。
17	第13号-13-2		-	-	-	整備・補修一覧表	整備・補修費として、30年分の記載欄がありますが、要求水準書「運営・維持管理業務編」p12にある「本事業終了後5年後（施設稼働20年目）程度の工事完了を目的に、本施設の基幹的設備改良工事の実施を想定している」と記載があり、基幹的設備改良工事を想定してはいるが、入札説明書p57にある「事業者は30年以上の使用を前提として」に基づき、基幹的設備改良工事はしないものとし、整備・補修費を30年分記入するという理解でよろしいでしょうか。	No. 16に記載のとおりです。
18	様式第13号-14-1	維持管理費内訳表	-	-	-	維持管理費内訳表	処理単価（円/kL）は、「運営・維持管理業務委託契約書p28別紙3.3(1)※1」に「各支払い時期の運営・維持管理業務に係る対価は、1円未満を切り捨て」と記載がありますが、金額の小さな項目は0円となるので、ここでは小数点以下2位以下切り捨てと考えてよろしいでしょうか。	可としますが、合計の提案単価は1円未満切り捨てとしてください。
19	様式第13号-14-1	維持管理費内訳表	-	-	-	処理単価	処理単価（円/kL）は、「運営・維持管理業務委託契約書p28別紙3.3(1)※1」に記載のある、「各支払い時期の運営・維持管理業務に係る対価は、1円未満を切り捨て」と考えてよろしいでしょうか。	No. 18に記載のとおりです。
20	様式第13号-14-1	維持管理費内訳表	-	-	-	算出条件	「8. 様式第12号等との整合に留意すること。」とありますが、「様式第12号」は1.の「定格運転（365日/年）」ではなく、各年度の計画処理量に基づく用量となるため、整合しなくても良いと考えてよろしいでしょうか。	変動費の提案単価が整合するという意味です。
21	様式第13号-15-2	最大電力・使用電力量	-	-	-	設備名	建築電力についても、様式第13号-14-2の枠を増やして記載するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	第13号-16-1	地域貢献（運営・維持管理業務）の内訳					「賃金（平均年収）」とは雇用者に直接支払われる額面年収ベースにて記載するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	様式第13号-16-1	地域貢献（運営・維持管理業務）の内訳	-	-	-	賃金（平均年収）	賃金に含まれる項目について、給与、賞与及び各種手当のほか、会社の販売管理費全般も含む形との考えでよろしいでしょうか。	No. 22に記載のとおりです。
24	様式第13号-16-1	地域貢献（運営・維持管理業務）の内訳	-	-	-	地元雇用	地元雇用の定義として※4に記載がありますが、「雇用」とは「新規採用」のことではなく、※4の条件を満たせば会社として継続雇用している従事者のことも指すと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	様式第13号-16-1	地域貢献（運営・維持管理業務）の内訳	-	-	-	賃金（平均年収）	将来にわたる人事異動は予測が難しく、賃金を想定しても精度が確保できません。1人あたりの賃金を貴組合が指定する一律同額を設定するなど、ご検討いただけませんかでしょうか。	本項目に記載する金額は入札参加者がその支払いを保証できる金額となります。保証できない金額については記載する必要はありません。
26	第13号-16-1		-	-	-	地域貢献（運営・維持管理業務）の内訳 ※3	運営・維持管理業務において、管内企業が運営事業者（元請）となる場合、管内企業（一次下請）への発注額は2重計上となるため評価対象外となると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	第13号-16-1		-	-	-	地域貢献（運営・維持管理業務）の内訳 ※3	運営・維持管理業務において、管内企業と共同企業体を設立した場合、共同企業体の管内企業への発注金額について甲型、乙型それぞれの計上の考え方をご教示願います。また、共同企業体の管内企業から、管内企業（一次下請）への発注額は評価対象外と理解してよろしいでしょうか。	No. 11及びNo. 26に記載のとおりです。

入札説明書等に関する質問に対する回答書

令和 7年 3月 21日

「酒田地区広域行政組合汚泥再生処理センター施設整備事業」の入札説明書等に関する以下の質問について、次のとおり回答します。

5 基本協定書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答内容
1	4	9	2		特定事業契約の不成立	貴組合議会において建設工事請負契約の締結が否定された場合、第3項に該当する場合を除き、契約当事者いずれの責めにも帰すことができないものと規定されていますが、貴組合の責めに帰すべき事由による場合は、その限りではないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	4	9	3		特定事業契約の不成立	「第5条及び第6条の他」で「落札者の責めに帰すべき事由」によって特定事業契約が本契約とならない場合（違約金発生原因）として、どのような場合を想定されておられるかご教示いただけますでしょうか。	発生事案により対処するため具体例は提示しません。

入札説明書等に関する質問に対する回答書

令和 7年 3月 21日

「酒田地区広域行政組合汚泥再生処理センター施設整備事業」の入札説明書等に関する以下の質問について、次のとおり回答します。

6 基本契約書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答内容
1	3	11	4		故障、事故等の発生時の対応	運営事業者が速やかに行わなかった場合であったとしても、合理的な理由があれば、運営事業者の債務不履行を構成しないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	4	14	1		運営事業者の損害賠償義務等の履行保証	運営・維持管理業務に全く関与しない構成企業（建設事業者たる構成企業）まで、運営・維持管理業務委託契約に基づく発注者に対する損害賠償責任及び違約金支払い義務の履行の連帯保証は負わせることは当該企業の責任が拡大してしまうため、対象外としていただけませんかでしょうか。	基本契約書（案）に記載のとおりとします。
3	4	14	1		運営事業者の損害賠償義務等の履行保証	運営・維持管理業務に全く関与しない構成企業（建設事業者たる構成企業）は運営・維持管理業務委託契約に基づく履行やその改善を正をコントロールできる立場にないことから、損害発生を可及的に抑制することができません。貴組合に対する損害賠償責任及び違約金に関する請求は、まず、運営事業者への請求・執行を先に行う（催告・検索）ものとしていただけませんかでしょうか。	基本契約書（案）に記載のとおりとします。
4	5	18			損害賠償	受注者のいずれかの債務不履行に起因して発注者に損害を与えた場合には、受注者は発注者に対し、連帯してその損害の一切を賠償するものと規定されていますが、建設事業者と運営・維持管理事業者は行う業務が異なることから、それぞれの業務についてのみ責任を負うとしていただけませんかでしょうか。	基本契約書（案）に記載のとおりとします。
5	5	19	1		契約の不調	2項により受注者の責めに帰すべき事由により契約不成立の場合は発注者に対する違約金の支払いが発生することと対比し、発注者の責めに帰すべき事由により契約が不成立の場合には、発注者に受注者の履行の準備に費やした費用を負担していただけませんかでしょうか。	基本契約書（案）に記載のとおりとします。

入札説明書等に関する質問に対する回答書

令和 7年 3月 21日

「酒田地区広域行政組合汚泥再生処理センター施設整備事業」の入札説明書等に関する以下の質問について、次のとおり回答します。

7 建設工事請負契約書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答内容
1	1	1	3		総則	書類及び図面の間に矛盾又は齟齬がある場合の優先順位について規定されていますが、要求水準書（設計・建設工事編）10頁記載の契約不適合確認要領書の優先順位についてご教示いただけますでしょうか。	要求水準書と同じです。
2	2	1	15		総則	本項は、第52条による受注者の解除権や第44条による受注者の工事中止権を排斥するものではないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	2	3	3		工程表及び請負代金内訳	工程表及び内訳書が不適当であるか否かの判断は、貴組合に専ら委ねられるのではなく、受注者と貴組合との事前の協議の機会の確保をお願いいたします。	受注後の協議によります。
4	3	3の2	2	(1)	設計	受注者から提出された書類および図面が要求水準書等又は提案書に適合していないか否かにつきましては、受注者と貴組合との事前の協議の機会の確保をお願いいたします。	受注後の協議によります。
5	4	5の2	2	(1)(2)	著作権の譲渡等	実施設計図書には、受注者の秘密情報も含まれ得るところ、当該仕様、公表、閲覧、複写、譲渡に際しては、受注者への事前のご連絡をお願いいたします（工事的物の改築、修繕等に関連しての第3号以下の場合と異なり、第1号第2号については、その使用・公表の目的、機会が広汎なため、その目的や範囲について事前にご連絡をお願いしたいという趣旨になります）。	建設工事請負契約書（案）に記載のとおりとします。
6	4	5の2	2	—	著作権の譲渡等	「前項の定めにかかわらず、発注者は、実施設計図書及び工事的物が著作物に該当するか否かにかかわらず、発注者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用に係る権利及び権限は、本建設工事請負契約の終了後も存続するものとする。」とありますが、実施設計図書に受注者の秘密情報が含まれている場合につきまして、組合様が実施設計図書を公表する場合は、受注者の競争力に影響を与えることがありますので、事前に受注者に確認、承諾を得ていただきますよう、お願いいたします。	No. 5に記載のとおりです。
7	4	5の2	2	—	著作権の譲渡等	「前項の定めにかかわらず、発注者は、実施設計図書及び工事的物が著作物に該当するか否かにかかわらず、発注者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用に係る権利及び権限は、本建設工事請負契約の終了後も存続するものとする。」とありますが、この権利及び権限は、本事業の実施に必要な範囲で、と理解してよろしいでしょうか。	建設工事請負契約書（案）に記載のとおりとします。
8	4	5の2	6	—	著作権の譲渡等	「発注者は、受注者が実施設計図書の作成にあたって開発したプログラム等を利用することができる。」とありますが、これは本事業の実施に必要な範囲で、と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	8	11の2	1		業務実施状況のモニタリング	「工事等の遂行状況等業務実施状況のモニタリング」とありますが、ここでの「業務」とは何を指しておられるのかご教示願います。また、「モニタリング」の具体的内容・手順方法等をご教示願います。	ここでの「業務」は本事業の設計・建設工事を指します。「モニタリング」の具体的内容・手順は現時点では未定です。
10	11	16	6		工事用地の確保等	受注者の有益費の支出は、工事の施工のために受注者が発注者にも有益であると判断したものであるため、当該費用についての負担については貴組合と協議とさせていただきますのでよろしいでしょうか。	建設工事請負契約書（案）に記載のとおりとします。
11	12	19	3	(3)	要求水準書等の変更	「前二項の規定に従って設計変更が行われた場合」とされていますが、第1項にて貴組合が必要があるとして行う設計変更については、当該設計変更が不可抗力による事由に基づくときの損害、損失又は費用は、公共工事標準請負契約約款第19条（設計図書の変更）と同様に、受注者が（請負代金額の100分の1も含め）負担する合理的理由はないものと思料いたしますので貴組合にてご負担をお願いいたします。	建設工事請負契約書（案）に記載のとおりとします。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答内容
12	13	19	6		要求水準書等の変更	貴組合が必要があるとして、工期の変更を伴い又は提案書の範囲を逸脱する設計変更を行う場合については、当該設計変更が不可抗力による事由に基づくものであるときの費用負担は、公共工事標準請負契約約款第19条（設計図書の変更）と同様に、受注者が（請負代金額の100分の1も含め）負担する合理的理由はないものと思料いたしますので、「第30条（不可抗力による損害）」の適用ではなく、貴組合にてご負担をお願いいたします。	建設工事請負契約書（案）に記載のとおりとします。
13	17	32	5		検査及び引渡し	工事的物（本施設）の引渡しとは、要求水準書（設計・建設工事編）19頁に記載の工事竣工後に行う「正式引渡し」と同義という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	20	40	1、2		債務負担行為及び継続費に係る契約の特則	支払限度額及び出来高予定額については、入札説明書34頁に契約書作成時に貴組合が通知すると記載されていますが、具体的にはいつ頃決定するのでしょうか。またこの部分については落札事業者と協議して決定する内容と理解してよろしいでしょうか。	建設工事請負契約書（案）に記載のとおりとします。
15	24	50	2	(1)	公共工事履行保証証券による保証の請求	「請負代金債券」は「請負代金債権」の誤りではないでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	26	55	2		発注者の損害賠償請求等	工事完成前の契約解除における違約金（損害賠償額の予定）について、本事業におけるDBの工事請負金額規模に照らしますと、請負金額の10分の3相当の違約金は過大と思料致します（公共工事標準請負契約約款第55条第2項では、原則として10分の1としています）。違約金割合について、10分の1としていただきたくお願いいたします。	請負金額の「10分の3」を「10分の1相当」の違約金に修正します。
17	27	55条の2	4		履行遅滞の場合における違約金等	不可抗力による工期遅延については本契約第22条1項2項に基づく工期延長にて費用等は発注者である貴組合のご負担となることから、本項の違約金を受注者が負担する合理的理由はないと思料いたしますので、「工期内に本工事等を完成することができない場合」は削除されますようお願いいたします。	建設工事請負契約書（案）に記載のとおりとします。
18	29	59	1		あっせん又は調停	紛争が生じた場合、山形県建設工事紛争審査会のあっせん又は調停により解決を図るとありますが、当事者間の公平の見地から、中央建設工事紛争審査会としていただきますようお願いいたします。	建設工事請負契約書（案）に記載のとおりとします。

入札説明書等に関する質問に対する回答書

令和 7年 3月 21日

「酒田地区広域行政組合汚泥再生処理センター施設整備事業」の入札説明書等に関する以下の質問について、次のとおり回答します。

8 運営・維持管理業務業務委託契約書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答内容
1	2	5	7	—	業務遂行	「本業務に関する周辺住民からの苦情等」とは、この契約に基づく受託者の業務に関する苦情等のみを指し、本事業それ自体に係る苦情については、公共事業であるとの性質から委託者にてご対応いただけると理解してよろしいでしょうか。	入札説明書に記載のとおりとします。
2	3	6		(2)	期間	運営・維持管理期間は2028年（令和10年）10月1日を開始日として規定していますが、本契約第1条4項1号の運営開始日の定義に基づき、開始日は2028年10月1日又は委託者が別途通知した日と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	4	9	2	—	知的財産権	「委託者は、受託者が委託者に対して提供した情報、書類、図面等の著作権及びその他の知的財産権は、委託者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本運営業務委託契約の終了後も存続するものとする。」とありますが、この権利及び権限は、本事業の実施に必要な範囲で、と理解してよろしいでしょうか。また、受託者以外の第三者に実施設計図書の閲覧、貸与、複写などは行わないようよろしくお願いいたします。	運営・維持管理業務委託契約書（案）に記載のとおりです。
4	5	12	5	(2)	本業務の範囲	「搬入車両の検査に協力する」とは、具体的にはどのような内容でしょうか。	運営・維持管理業務委託契約書（案）に記載のとおりです。
5	7	20	2	—	災害発生時などの協力	「災害その他不測の事態により、要求水準書に示す計画搬入量及び性状を超える処理対象物が発生する等の状況が生じた場合において、～委託者は、受託者に発生した合理的な範囲で追加的費用を受託者に支払う。」とありますが、本条項において発生する追加費用は、第44条（不可抗力によって発生した費用等の負担）が適用されると理解してよろしいでしょうか。	受注後の協議とします。
6	7	21	1		長寿命化計画の整備	「長寿命化計画を作成し」とありますが、設計・建設業務で策定される長寿命化計画を3年に1度見直すという理解でよろしいですか。	運営・維持管理業務委託契約書（案）及び要求水準書【運営・維持管理業務編】に記載のとおりです。
7	8	25	5		緊急時の組織体制の整備等	定期的に防災訓練等を行わなければならない旨が記載されていますが、具体的に貴組合が想定されている期間がございましたらご教示ください。	事業者の提案によります。
8	9	30			環境保全基準値等の未達成	要求水準書に定める「復旧作業」及び要求水準書に合致する「正常な運転」とは、要求水準書に具体的な記載事項がありましたらご教示ください。	運営・維持管理業務委託契約書（案）及び要求水準書【運営・維持管理業務編】に記載のとおりです。
9	11	35	4		臨機の措置	受託者が通常予測し、対処できる事由により生じたものは、受託者の費用負担と記載されていますが、その判断基準が抽象的であることから、その点については貴組合と協議させていただいたうえで判断するという点でよろしいでしょうか。	運営・維持管理業務委託契約書（案）に記載のとおりです。
10	11	36	2	—	搬入管理	処理対象物の処理困難物及び処理不適物の混入防止は、組合様の指導が前提と考えてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	11	38	1		性状	「処理対象物の性状が、要求水準書等に定める性状の範囲内にとどまっている限り、～」とありますが、要求水準書等に定める性状の範囲内基準をご教授ください。（要求水準書【運営・維持管理業務編】P5 搬入し尿等の性状の±何パーセント以内等）	要求水準書【設計・建設工事編】別添資料8の結果を逸脱しない範囲とします。
12	11	38	1、2		性状	「性状の範囲内」「性状の範囲を逸脱した」とありますが、主にSSに係る増減の著しい変動により処理に負担が掛かることが予想されます。性状の範囲内とは増加だけではなく極端に低くなった場合も含まれると考えてよろしいでしょうか。	No. 11に記載のとおりです。
13	11	38	2		性状	井戸水の性状が「別添資料4 井水水質」より想定される性状の範囲を逸脱した場合においても、それに伴い増加した経費については精算の対象としていただけますでしょうか。	運営・維持管理業務委託契約書（案）に記載のとおりです。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答内容
14	12	37	—	—	処理量	「本施設に搬入される処理対象物の量が、要求水準書等に提示している計画処理量に対し増減する場合は、変動費の処理単価をもって変動費を算定する。」とありますが、入札説明書38頁別紙4 リスク分担表に受入廃棄物の量の変動による費用の上昇等リスクについては、「注4) 受入廃棄物の量の変動については、固定料金及び変動料金の2料金制を採用することにより対応する。計画処理量に対して著しい変動があった場合には、組合、事業者の協議による。」とあることから、著しい処理量の変動による費用上昇分の負担については、ご協議いただけると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	14	46	3	—	本施設の改良保全	「第1項の提案の結果、作業量の軽減、省力化、作業内容の軽減、使用する薬剤その他消耗品の使用量の削減等により運営・維持管理業務委託料を低減できることを委託者又は受託者が明らかにした場合、委託者及び受託者は、当該新技術等の導入及び運営・維持管理業務委託料の減額について協議するものとする。」とありますが、成果の果実については、受託者も享受できることを前提に協議いただけると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	14	46	3		本施設の改良保全	受注者の改善提案の結果、業務委託料の減額がもたらせることを発注者又は受注者が明らかにした場合は業務委託料の減額について協議する旨が規定されています。受注者の改善提案が業務委託料の変動費（ユーティリティ等）の減額に寄与したと認められる場合、その寄与分については、減額の対象外としていただけませんか。	No. 15に記載のとおりです。
17	14	47			本事業終了時の取扱い	本事業終了時とは、本施設の運営・維持管理期間満了日と同義と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	20	62			協議会の設置	協議会で決定した内容と本契約の間で矛盾や齟齬が生じた場合は、協議会で決定した事項を優先するという理解でよろしいでしょうか。	運営・維持管理業務委託契約書（案）に記載のとおりです。
19	30	別紙3	3	(1)	物価変動等の指標	薬剤費は、運賃の変動についても考慮していただけないでしょうか。	運営・維持管理業務委託契約書（案）に記載のとおりです。
20	32	別紙4	1		不可抗力の場合の費用負担（第44条）	不可抗力により本事業に関して受託者に発生した追加費用の負担について規定していますが、受託者に想定外の損害が生じる可能性もありますので、発生した損害を追加費用に含める等、負担について委託者と協議させていただけないでしょうか。	運営・維持管理業務委託契約書（案）に記載のとおりです。